

玖珠町高齢者福祉計画

第9期介護保険事業計画

令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）

住み慣れたこの「まち」で、
自分らしく「くらす」。

玖珠町高齢者憲章

わたしたちは、高齢者が生きがいに満ちた生活をおくるため、
ともに努力することを誓い、この憲章を定めます。

- 一、 高齢者が自らの手で心身共に健康を守ることを
みんなで支えます。
- 二、 高齢者が、多年にわたり社会の発展に役立ててきた
知識・経験を大切にし、その活動の場を広げます。
- 三、 高齢者が、明るく生きるよりどころとなる家庭を、
うるおいのある場にします。
- 四、 高齢者に対し、暖かく思いやりの心を持って、
ともに生きる社会をつくれます。
- 五、 高齢者が、心豊かに暮らせるようあらゆる
環境を整えます。

平成 三年 七月 一日 制定

はじめに

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを 人生の最後まで送ることができるまちづくりをめざして

介護保険制度が創設されて 24 年が経過しました。この制度は、介護が必要となった高齢者等が、その有する能力に応じて自立した日常生活が送れるよう社会全体で支援するしくみです。自立支援・利用者本位・社会保険方式を基本理念として、これまで 3 年ごとに計画の見直しがされ、持続可能な制度として発展してきました。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研推計）によれば、今後さらに現役世代の減少が著しくなる一方、高齢化率は高まり、認知症をはじめ介護を必要とする人は増大し、さらに、令和 22（2040）年度には団塊ジュニア世代が 65 歳以上となり、現役世代の 1.5 人が 1 人の高齢者を支える時代が訪れると予測されています。

そのため、国では、全世代対応型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、連携強化が重要とされ、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進などの基本指針を示し、さらなる取組の推進を地方自治体等に求めています。

今回の「玖珠町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」は、引き続き「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができるまちづくりをめざして」を基本理念とし、「いつまでも元気で生活していけるしくみづくり」、「高齢者が自分らしく生活できるしくみづくり」、「安心して生活できる地域づくり」を視点とし、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までを計画期間とし策定しました。

この計画に基づき、介護保険事業と高齢者福祉の切れ目のない総合的な連携強化を図り、関係機関の皆様や地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、高齢者一人ひとりが社会に参加しつつ、元気でいきいきとした生活を継続し、地域において自立した生活を営むことができるよう支え合える社会づくりに取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたりましては、慎重なご審議を重ねていただきました「玖珠町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画策定委員会」委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係機関の皆様等、ご協力いただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和 6 年 3 月

玖珠町長 宿利 政和



目 次

第1章 計画策定の趣旨等	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	3
4. 日常生活圏域の設定	3
第2章 計画策定経過	4
1. 策定体制及び策定委員会の設置	4
2. 計画策定における住民参画	5
3. 関係部局間の連携	5
第3章 福祉施策及び介護保険事業の実施状況等	6
1. 第8期計画の評価等	6
2. 第8期介護保険事業の実施状況	18
3. 総給付費	20
第4章 高齢者の状況等	21
1. 玖珠町の概況及び日常生活圏域における高齢者の状況等	21
2. サービス利用者について	25
3. アンケート調査の概要	28
4. 現状と傾向、課題のまとめ	43
第5章 将来における高齢者の姿	45
1. 令和22（2040）年・令和32（2050）年における高齢者人口	45
2. 要支援・要介護認定者数の推移	45
第6章 基本理念	46
1. 基本理念	46
2. 施策体系	47
第7章 保健・福祉・介護サービスの施策の展開	48
I いつまでも元気で生活していけるしくみづくり	48
I－1 健康づくりの推進	48
I－2 介護予防の推進	51
II 高齢者が自分らしく生活できるしくみづくり	56
II－1 地域での支え合い	56
II－2 地域の安心・安全	57
II－3 生きがいづくり・仲間づくり	59

Ⅲ 安心して生活できる地域づくり	64
Ⅲ－１ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて	64
Ⅲ－２ 認知症施策の充実	67
Ⅲ－３ 生活支援の充実	69
第 8 章 介護保険事業量の見込み.....	74
1. 個別サービスに関する実績と今後の見込み	74
2. 介護保険サービス事業費の推計	82
3. 標準給付費	84
4. 地域支援事業費	84
第 9 章 第 1 号被保険者介護保険料の検討	85
1. 所得段階別保険料の算定	85
2. 第 1 号被保険者保険料収納必要額	86
3. 予定保険料収納率の見込み	86
4. 保険料基準額の算定	87
第 10 章 計画の進捗管理.....	91
1. 各運営協議会の役割	91
2. 連携体制の強化	91
3. 計画の進捗管理	92
資料	93
1. 玖珠町介護保険運営協議会設置条例	93
2. 玖珠町介護保険運営協議会設置条例施行規則	94
3. 玖珠町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱	96
4. 玖珠町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画策定委員名簿	98
5. 玖珠町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画作業部会員名簿	99

第 1 章 計画策定の趣旨等

1. 計画策定の趣旨

平成 12 年度の介護保険制度創設以降、高齢化の進行は続いており、我が国の 65 歳以上人口の高齢者は、令和 4（2022）年には 3,624 万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）も 29.0%となっています。令和 7（2025）年には、いわゆる団塊の世代すべてが 75 歳以上の後期高齢者となることから、本格的な高齢化社会の到来を迎え、令和 22(2040)年には、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上になり、今後医療や介護の需要も増大していくものと想定されます。

国は、これまでも高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしく健やかに、安心して日常生活を送ることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築を自治体に求めてきました。

本町においても高齢化率は、住民基本台帳によると、令和 3（2021）年 10 月は 38.8%、令和 4（2022）年 10 月には 39.4%となっており、上昇を続けています。

このように高齢化が進む中、ライフスタイルや生活意識、ニーズ等は多様化していくことが予測されます。

そのため、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、これからもさらに住民、事業者、関係団体等と連携・協働しながら、高齢者の地域生活を支えるしくみを構築していく必要があります。

本町でも、令和 2（2020）年度に策定された「玖珠町高齢者福祉計画・第 8 期介護保険事業計画」（以下、「第 8 期計画」という。）において「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができるまちづくりをめざして」を基本理念に、介護保険制度を含めた高齢者施策の体系的な推進と円滑な実施をめざした数々の取組を進めてきました。

今年度から始まる「玖珠町高齢者福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）は、事前調査等により把握した高齢者を取り巻く状況や諸課題に対応するため、これまで取り組んできた「地域包括ケアシステム」構築のさらなる深化・推進をめざし、高齢者福祉並びに介護保険事業の方向性を示すとともに、介護保険事業の安定的運営を図るために策定するものです。

2. 計画の位置づけ

(1) 計画の法的根拠と目的

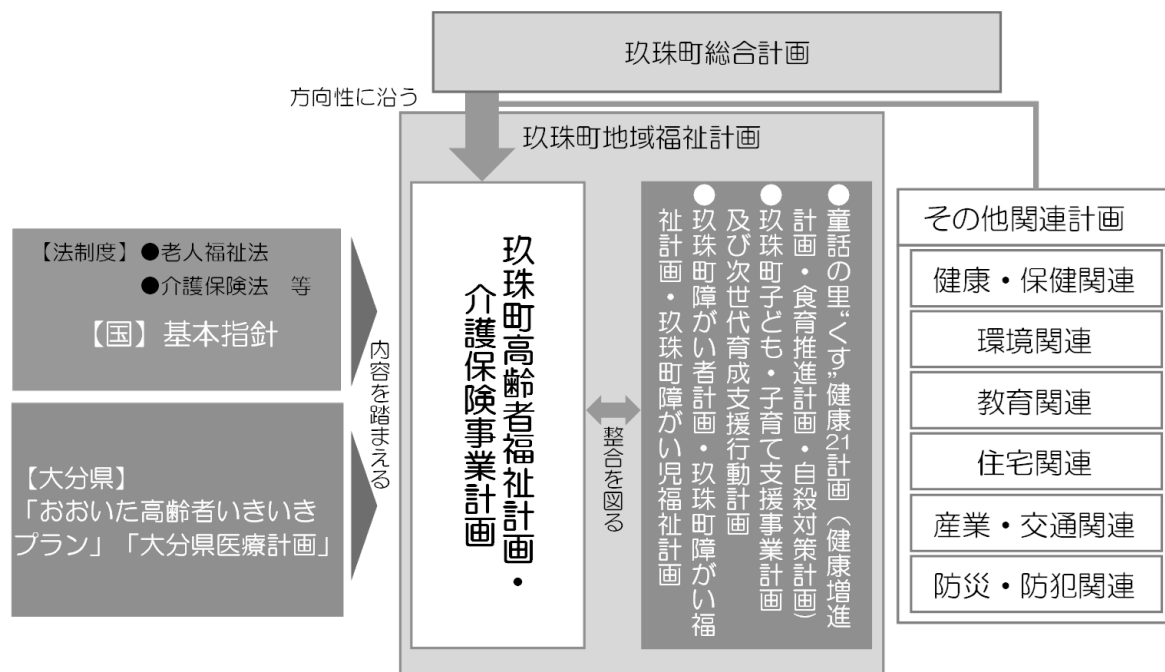
本計画は、玖珠町における「市町村老人福祉計画」と「市町村介護保険事業計画」を、介護保険法第 117 条第 6 項の規定により一体のものとして策定するものです。

老人福祉計画に当たる「玖珠町高齢者福祉計画」は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に基づき、介護保険とそれ以外のサービスを組み合わせ、介護予防、生きがいづくりを含め、高齢者に関する地域における福祉の向上をめざすものです。

介護保険事業計画に当たる「玖珠町介護保険事業計画」は、介護保険法第 117 条に基づき、介護保険給付サービス量の見込みとその確保策、制度の円滑な実施に向けた取組の内容を定める計画です。

(2) 関連計画との位置づけ

本計画は、町の最上位計画である「玖珠町総合計画」のもと、地域における福祉活動等を積極的に推進し、地域共生社会をめざす「玖珠町地域福祉計画」をはじめ、町の「子ども・子育て」「障がい者福祉」「健康づくり」などの分野別の関連計画と整合を図るとともに、「おおいた高齢者いきいきプラン」や「大分県医療計画」を踏まえた計画とします。



3. 計画の期間

第9期となる本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。この計画は3年ごとに見直しを行うものとされていることから、第8期計画を見直し、今回新たに策定するものです。

また、本計画期間だけではなく、高齢化が一段と進む団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年度までの中長期的な視点に立ち、サービスの充実の方向性を定めた計画を策定します。



4. 日常生活圏域の設定

地域包括ケアシステムの構築単位としても想定されている「日常生活圏域」は、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続しながら、きめ細かく多様なサービスが受けられるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案して定める区域です。

本町における日常生活圏域は、第8期計画でも旧中学校7校区を基本に設定されており、本計画でも引き続き7つの圏域で設定します。



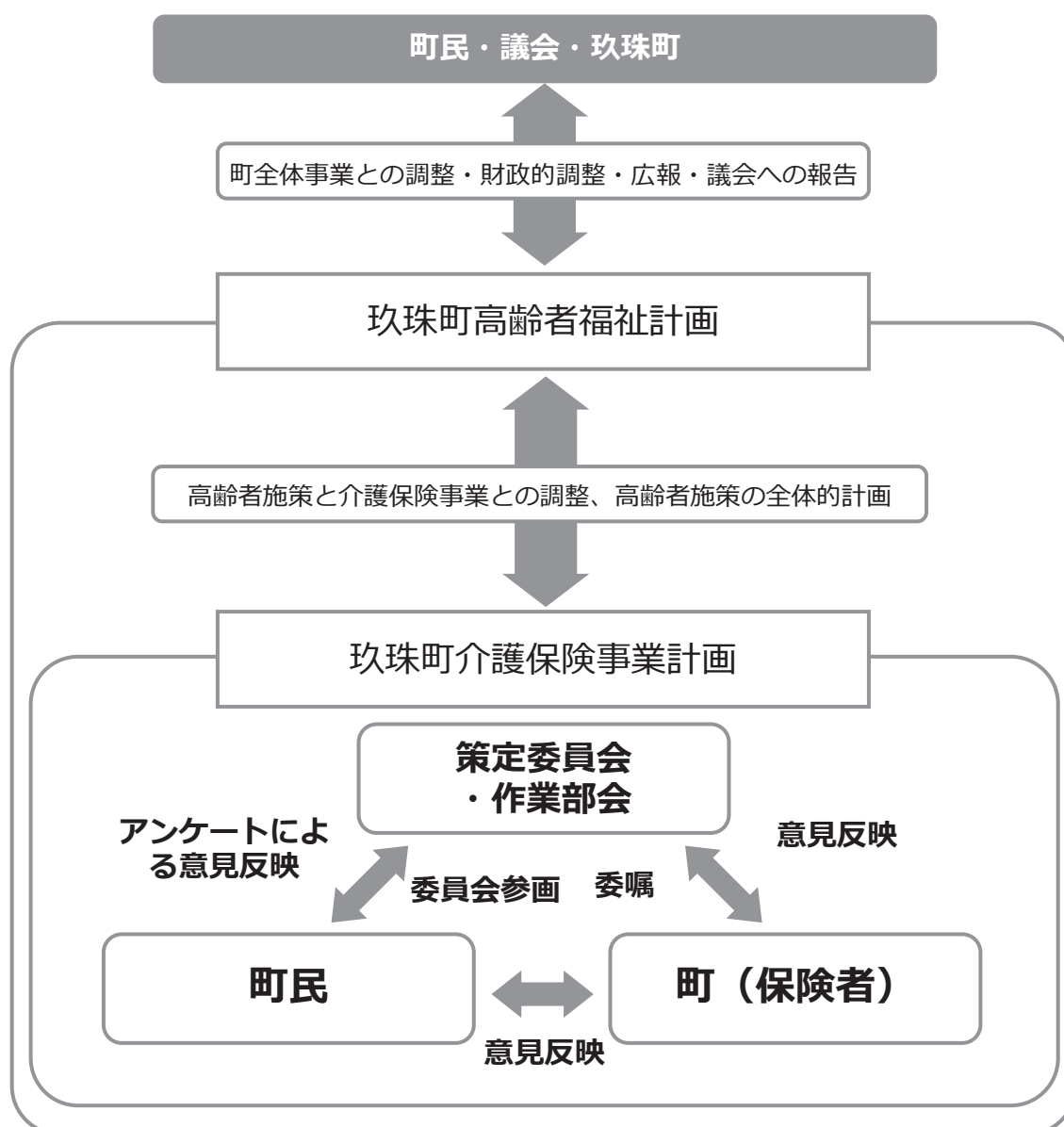
第2章 計画策定経過

1. 策定体制及び策定委員会の設置

(1) 策定体制及び策定委員会の設置

本計画策定の組織体制としては、地域包括ケアシステムの実現及びすべての高齢者を視野に入れた総合的な高齢者施策を構築するため、被保険者の代表、学識経験者、本町の高齢者福祉分野に関わる団体・事業者など、各層の関係者の参画による「玖珠町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会」と、関係各課から構成する「玖珠町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画作業部会」を設置し、審議及び検討を行いました。

また、計画については、第8期計画の点検・評価を行い、内容の見直しを図るとともにアンケート調査等を実施し、町内に暮らす高齢者の生活や健康、ニーズなどの把握に努め、新しい施策化をめざして計画策定を行いました。



2. 計画策定における住民参画

(1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査

調査種別	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
対象者	介護保険被保険者で要介護認定を受けていない65歳以上の方	町民のうち、在宅介護を受けている方とその介護をされている方
調査時期	令和4年12月	令和5年9月

(2) サービス提供事業所調査（アンケート及びヒアリング調査）

対象者	町内の介護サービス事業者
調査時期	令和5年11月

(3) 策定・審議の経過

期 日	内 容
令和5年 9月 8日	第1回玖珠町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会
令和5年10月27日	第2回玖珠町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会
令和5年12月27日	第3回玖珠町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会
令和6年 2月28日	第4回玖珠町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員会

(4) パブリックコメント（意見公募）

本計画を玖珠町ホームページに掲載するとともに、玖珠町役場に閲覧場所を設け、広く町民の意見を募集しました。

募集期間	閲覧場所
令和6年2月1日から2月22日	玖珠町役場 福祉保険課

3. 関係部局間の連携

本計画策定においては、高齢者福祉事業及び介護保険事業の運営主管課である福祉保険課のほか、高齢者福祉に関係する庁内各課と連携して過去3年間の取組状況及び今後の方向性を把握し、施策の調整を行った上で実効性のある計画づくりに努めました。

第3章 福祉施策及び介護保険事業の実施状況等

1. 第8期計画の評価等

第8期計画期間における事業の実施状況を実績に沿って検証しました。

なお、令和5年度の値については、すべて見込値を示しています。

※第8期計画に計画値がないものは「-」を表示しています。

I-1 健康づくりの推進

生活習慣を改善して健康を保持増進し、生活習慣病等の発病を予防する「1次予防」に重点を置いた対策を推進してきました。また、住民の力を中心に地域の課題を解決していけるよう住民組織支援を行いました。

コロナ禍でもできる健康づくりを検討し、個人で目標を立て健康づくりに取り組むチャレンジイベントを企画し、時代に見合った見守り・声かけ活動、健康づくり事業を検討して実施しました。特定健康診査の受診率は横ばいで未受診者対策が課題となっています。今後は、関係部署と連携した未受診者対策の強化を図っていく必要があります。

(1) 健康増進事業の推進

① 健康教育

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康教室等	件	54	68	50	-	-	-
	人	430	568	400	-	-	-

② 健康相談

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
健康相談	件	13	22	30	-	-	-
	人	60	214	300	-	-	-

③ 訪問指導

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問指導	件	1	2	5	-	-	-

④ 特定健康診査・がん検診及び特定保健指導

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査受診率	%	42.9	42.1	42.5	50	55	60
がん検診実施回数	回	20	20	20	-	-	-
特定保健指導	%	36.6	25.2	40.0	55.0	60.0	60.0

⑤ その他の事業

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
われら現役大会	人	中止	106	250	250	250	240
はつらつ健康教室	人	234	283	280	1,200	1,200	1,200
健康づくり推進大会	人	中止	106	250	200	220	240
生活習慣病予防教室	人	16	24	28	-	-	-
各自治区での健康教室	回	6	7	35	30	35	40
	人	79	71	480	360	420	480

※令和3年度の「われら現役大会」と「健康づくり推進大会」は、新型コロナウイルス感染症感染防止のため中止しましたが、啓発活動等を行いました。

⑥ お達者年齢

		単位	実績			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
お達者年齢	男性	歳	80.1	80.3	80.5	-	-	-
	女性	歳	84.4	84.6	84.8	-	-	-

I - 2 介護予防の推進

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の介護予防・生活支援サービスは、訪問及び通所型サービスで、予防相当給付Aと3～6か月で行う短期集中サービスCの2種類を実施してきました。C型の実施事業所の支援や住民への普及啓発に取り組み、地域ケア会議やカンファレンスでサービス提供の評価を行ってきました。

また、外出支援サービスの充実として、令和5年度からは遠隔地の対象者に対する支給額を増額し、必要に応じた見直しを適宜実施することができました。

地域ケア会議では、認知症対策、フレイル予防で骨折・転倒予防、元気高齢者の活躍の場づくりが課題としてあげられています。今後は、抽出された地域課題の解消に努めるとともに、総合事業の評価、見直しを毎年行い、地域の実情に応じた総合事業を展開していかなければなりません。

（1）転倒予防・普及啓発

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
週1元気アップ体操教室	数	50	50	55	50	53	56
短期集中リハビリ教室	人	65	73	75	-	-	-

(2) 住宅改造助成事業

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者住宅改造 助成事業	件	1	1	1	1	1	1
	円	584,000	200,000	532,000	200,000	200,000	200,000

(3) はり・きゅう・あんま施術料助成

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
はり・きゅう・ あんま施術料助成	件	543	551	518	-	-	-
	円	387,000	329,000	350,000	-	-	-

(4) 認知症の啓発（認知症サポーター養成講座）

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症サポーター 養成講座	回	7	11	10	-	-	-
	人	74	147	217	-	-	-

(5) 認知症予防教室

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症予防講演会	回	0	0	1	-	-	-
	人	0	0	280	-	-	-

※令和3年度・令和4は新型コロナウイルス感染症流行の影響により中止になっています。

(6) 認知症の早期相談

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センター 相談事業	件	20	100	130	-	-	-

(7) 外出支援サービスの充実

		単位	実績			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
外出支援 サービス事業	交付率	%	62	60	58	65	67	70
	利用率	%	59	61	62	60	62	65

(8) ふれあい福祉バスの充実

		単位	実績			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ふれあい福祉バス運行事業	路線数	路線	7	7	7	-	-	-
	利用者	人	8,613	7,327	6,684	-	-	-
まちなか循環バス運行事業(路線)	路線数	路線	1	1	1	-	-	-
	利用者	人	8,909	8,978	8,471	-	-	-
小型乗合バス(路線)	路線数	路線	2	2	2	-	-	-
	利用者	人	649	626	478	-	-	-

(9) 生きがい学級の継続

		単位	実績			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男性ふれあい広場	回		9	12	12	-	-	-
	人		66	68	56	130	144	156

Ⅱ - 1 地域での支え合い

高齢者の孤立や孤独の防止は重要な課題であることから、地域のつながりをつくり、きずなを深める対策として、自治区単位で住民主体の通いの場の普及に取り組んできました。運動を集いの場のきっかけづくりとして活用し、住民同士が誘い合い、高齢者へは声をかけ合うことで、地域の見守り活動にもつながっています。いきいきサロンのリーダーを対象に継続したサロン活動ができるよう支援を行いました。

しかし、依然として男性の参加は少ないことから、引き続き自由な発想でやりたいことができる活動への支援も検討していく必要があります。

(1) いきいきサロンの開催支援

		単位	実績			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
いきいきサロン	サロン数	か所	85	85	90	82	84	85
	人数	人	1,267	1,175	1,180	1,230	1,260	1,275

Ⅱ－２ 地域の安心・安全

安心して生活できる地域づくり

過疎化、少子化が進む中、高齢者が地域で安心、安全に暮らせるように消費生活相談の充実を図り、高齢者の尊厳の保持を妨げる高齢者虐待の防止や権利擁護など高齢者の人権に対する理解を深めるため、広く住民の教育・啓発に努めてきました。

また、高齢者の虐待が疑われる場合は、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、高齢者の安全を図ってきました。今後も高齢者が地域で尊厳を持って生活できる環境を整え、すべての高齢者に必要な情報が届くようにしていかなければなりません。

(１) 消費者保護

	単位	実績			計画値		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
消費生活啓発講座	回	1	0	0	-	-	-
消費生活相談	回	12	12	12	-	-	-

(２) 人権教育・啓発の充実

	単位	実績			計画値		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
隣保館だより（広報くす）	回	12	12	12	12	12	12
人権ワンポイント講座	回	31	20	46	48	36	36

災害時にも安心できる

災害時における高齢者の避難体制を確立するために、生活支援コーディネーターによる自治区単位の支え合いマップづくりを推進してきました。災害時に支援の必要な高齢者を誰が支援に行くのか等、具体的な計画づくりを行っています。支え合いマップづくりは毎年見直しが必要であるため、住民主体で見直しが行えるように、指導助言や支援をしていくことが必要です。令和５年度に、災害時要支援者個別避難計画の策定・更新作業を実施しました。また、避難が長期化した際の避難所運営に係る防災士会の協力体制の整備ができました。今後は、福祉避難所対応等の対策も講じなければなりません。

(１) 自主防災組織の育成・支援

	単位	実績			計画値		
		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
自主防災組織における防災士養成	人	9	0	2	-	-	-

(2) 防災意識の高揚

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
防災講演会	回	0	0	0	-	-	-

Ⅱ-3 生きがいづくり・仲間づくり

高齢者が就労や様々な社会活動へ参加することは、生きがいや支え合える仲間づくりに大切なことです。平成25年に設立したシルバー人材センターは、毎年会員数を増やし、令和2年度には一般社団法人となり、受注件数も増加しています。また、コロナ禍でも高齢者が介護の担い手として活躍できるようにボランティア養成講座や高齢者学級を継続して実施しました。

老人クラブや住民主体のサロン活動には、活動の立ち上げや継続支援を行ってきましたが、老人クラブの会員数は減少傾向にあり、これからの地域に求められる活動については、住民とともに協議していく必要があります。

(1) ボランティアの育成・支援

		単位	実績			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ボランティア養成講座	開催数	回	5	2	2	-	-	-
	参加者数	人	160	30	30	-	-	-

(2) 高齢者の各種講座の拡充

		単位	実績			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者学級 (4地区)	開催数	回	32	32	32	-	-	-
	参加者数	人	102	115	80	-	-	-

(3) スポーツ・文化活動への参加促進

		単位	実績			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ねんりんピック	種目		4	6	6	-	-	-
	人		34	63	28	60	65	70

(4) いきいきサロンの普及

※実績については、9ページ(1)いきいきサロンの開催支援を参照

(5) いきいき元気教室の開催

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催数	回	66	80	80	83	83	83
参加者数	人	706	732	572	-	-	-

(6) 老人クラブの活性化

		単位	実績			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
老人クラブ 助成事業	クラブ数	クラブ	28	27	27	-	-	-
	会員数	人	778	732	730	-	-	-

(7) 生きがい・就労の場

		単位	実績			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シルバー人材 センター	会員数	人	141	155	155	-	-	-
	受注件数	件	507	573	718	-	-	-
	就労率	%	81.8	81.5	76.0	-	-	-

Ⅲ－1 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、町や地域包括支援センター、生活支援コーディネーターが中心となって、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を進めてきました。地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な機関として活動していますが、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、地域ケア会議等の負担の増大や介護予防ケアマネジメント業務に追われることとなり、中核機関としての業務に支障をきたしている状況です。

介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業等を総合的に振り返り、現状と課題を把握して今後の施策を検討していく必要があります。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域包括支援センター職員数	人	10	10	10	-	-	-
ほうかつセンター便りの発行（全戸配布）	回	4	4	4	-	-	-

(2) 医療・介護の連携強化

在宅医療・介護連携推進事業が地域支援事業に位置づけられ、平成28年度より玖珠郡医師会に委託を行い、関係団体が連携して、多職種協働による切れ目のない医療・介護サービスを提供できる体制づくりを推進してきました。

入退院時情報共有取扱マニュアルの見直しや「もしものときカード」の普及啓発を行い、医療と介護の提供体制の構築を進めてきました。医療と介護との両方を必要とする高齢者の増加が想定される中、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療・介護従事者等の関係者の協働・連携を推進することが重要です。

今後は、医療・介護関係者だけでなく、住民への各種事業の普及啓発を推進し、住民が自ら望む医療・介護を選択できるように取り組むことが必要です。

(3) 地域ケア会議の推進

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域ケア会議事例検討	件	255	208	200	-	-	-
地域包括ケアシステム推進会議	回	0	0	12	-	-	-

Ⅲ－2 認知症施策の充実

認知症施策の充実として、①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進 ②早期発見・早期対応と認知症ケアパスの推進 ③認知症地域支援推進員の配置 ④認知症の人と介護者への支援 ⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進を行ってきました。

高齢化が進む中であって、認知症に関する施策の充実は喫緊の課題です。

今後も認知症の人の意思が尊重され、認知症の人ができるだけ住み慣れた地域でよりよく、また、自分らしく生活することができる地域づくりを推進していきます。

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
声かけ模擬訓練	回	4	4	4	4	4	4
認知症初期集中支援 チーム員会議	回	16	11	11	-	-	-
オレンジカフェ	回	50	59	55	60	60	60
	人	555	813	900	-	-	-
認知症サポーター	人	29	23	110	-	-	-
高齢者安心見守り ネットワーク会議	回	1	2	2	2	2	2
介護者の会	回	0	0	1	7	7	7
本人ミーティング	回	10	12	12	12	12	12
認知症サポーター ステップアップ講座	回	1	1	1	2	3	4
オレンジカフェ ボランティア	人	41	3	90	3	4	6

Ⅲ－３ 生活支援の充実

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び社会参加の推進を一体的に図るため、生活支援コーディネーターを令和2年度から4名体制（2名増員）とし、4地区をそれぞれ1名で担当できるようにしました。引き続き4地区コミュニティと連携し、生活支援体制整備を進めていく必要があります。

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳のある生活を維持し、安心して暮らしていけるように、本人や家族の支援を行う「総合相談支援事業」や「権利擁護事業」を行っています。令和5年度には、権利擁護支援センターを開設したほか、緊急通報装置の貸与では毎日の見守りもできるようになりました。

近年、適切なサービス等につながる方法がみつからない等の困難な状況にある高齢者が増加しており、必要に応じて成年後見制度の活用促進等を図る体制の構築を図っていく必要があります。

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支え合い会議 （協議体）の開催	回	15	26	25	-	-	-
暮らしのサポート センター	数	1	2	3	-	-	-

(1) 相談窓口の充実

① 介護予防ケアマネジメント事業

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防 ケアマネジメント事業	件	2,618	2,549	2,584	-	-	-

② 総合相談事業

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般（全般）相談	件	44	44	43	-	-	-
介護相談全般	件	82	78	73	-	-	-
認知症相談	件	40	55	41	-	-	-
認知症初期支援相談	件	4	5	5	-	-	-
介護保険制度関連相談	件	11	17	27	-	-	-
介護保険サービス相談	件	72	136	57	-	-	-
生活関連相談	件	15	26	23	-	-	-
生活困窮相談	件	2	0	2	-	-	-
医療・健康関連相談	件	8	0	5	-	-	-
福祉制度相談	件	1	4	1	-	-	-
障がい制度相談	件	1	1	1	-	-	-
運動機能向上事業	件	2	2	1	-	-	-
苦情処理	件	2	5	1	-	-	-
その他	件	8	15	7	-	-	-
合計件数	件	292	388	287	-	-	-

③ 権利擁護事業

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
虐待関連相談	件	4	2	7	-	-	-

④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアマネジメント	件	12	1	9	-	-	-
主治医連携	件	0	1	1	-	-	-
地域包括支援センター内連携	件	0	2	2	-	-	-
制度説明・社会資源紹介	件	3	2	2			
対人援助技術	件	1	1	1			
同行訪問	件	4	1	1	-	-	-
その他	件	0	6	5	-	-	-
合計件数	件	20	14	21	-	-	-

(2) 民生委員、自治委員、健康づくり推進委員の役割

		単位	実績			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
民生委員	委員数	人	56	56	55	-	-	-
	活動日数	日	7,260	7,548	7,550	-	-	-
健康づくり推進委員 (保健委員)	委員数	人	280	272	280	-	-	-
	訪問声かけ延べ件数	件	9,769	8,344	8,340	-	-	-

(3) 介護サービスの質の確保

		単位	実績			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防ケアプラン	作成件数	件	564	532	548	-	-	-
	評価件数	件	265	240	253	-	-	-

(4) 緊急通報装置の貸与

		単位	実績			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
緊急通報装置貸与事業	新規貸与	人	16	11	36	-	-	-
	事業費	千円	4,651	1,471	1,163	-	-	-

(5) 権利擁護事業の理解と普及

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度相談件数	件	4	4	10	-	-	-

(6) 家族介護（ケア）機能向上

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家族介護用品支給事業	人	6	5	6	-	-	-

(7) 高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業

		単位	実績			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シルバーハウジング	利用戸数	戸	13	13	13	-	-	-
	事業費	千円	1,999	1,999	1,999	-	-	-

2. 第8期介護保険事業の実施状況

～介護予防サービス～

介護予防サービスの実施状況は以下のとおりです。

(1) 介護予防サービス

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防訪問入浴介護	回	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回	14.1	18.6	6.4	55.9	55.9	55.9
	人	4	5	4	9	9	9
介護予防訪問 リハビリテーション	回	110.8	108.8	136.1	141.3	141.3	141.3
	人	14	13	18	16	16	16
介護予防居宅療養管理指導	人	0.4	0.1	0	1	1	1
介護予防通所 リハビリテーション	人	76	73	76	114	114	114
介護予防短期入所生活介護	日	20.0	22.9	17.0	29.0	29.0	29.0
	人	3	3	1	4	4	4
介護予防短期入所療養介護 (老健)	日	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0.2	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護 (介護医療院)	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人	94	103	124	112	112	112
特定介護予防 福祉用具購入費	人	3	3	2	2	2	2
介護予防住宅改修	人	3	3	3	4	4	4
介護予防 特定施設入居者生活介護	人	2	4	4	2	2	2

※回(日)数は1か月当たりの数、人数は1か月当たりの利用者数です。

実績の令和5年度はすべて見込値を示しています。(以下同様)

(2) 地域密着型介護予防サービス

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防 認知症対応型通所介護	回	2.2	3.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	1	1	0	0	0	0
介護予防 認知症対応型共同生活介護	人	0	0	0	0	0	0

※回数は1か月当たりの数、人数は1か月当たりの利用者数です。

(3) 介護予防支援

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防支援	人	143	151	163	189	191	192

※人数は1か月当たりの利用者数です。

～介護サービス～

介護サービスの実施状況は以下のとおりです。

(1) 居宅介護サービス

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	回	6,677.1	7,231.6	7,201.7	5,603.9	5,710.4	5,790.7
	人	170	173	161	143	145	146
訪問入浴介護	回	10	16	7	0.0	0.0	0.0
	人	3	4	3	0	0	0
訪問看護	回	186.7	163.4	160.5	203.7	215.4	215.4
	人	31	29	28	30	31	31
訪問リハビリテーション	回	384.4	359.6	337.6	479.2	491.0	491.0
	人	34	32	31	44	45	45
居宅療養管理指導	人	24	36	42	12	13	13
通所介護	回	2,888	2,529	2,360	2,535.0	2,590.8	2,624.1
	人	237	215	214	221	225	228
通所リハビリテーション	回	1,044.6	949.3	918.4	981.4	996.8	996.8
	人	143	132	127	120	122	122
短期入所生活介護	日	664.4	646.5	541.8	1,010.4	1,024.9	1,049.0
	人	51	51	57	74	75	77
短期入所療養介護 (老健)	日	63.3	43.3	48.2	32.8	32.8	32.8
	人	10	7	6	6	6	6
短期入所療養介護 (介護医療院)	日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	人	271	292	278	228	231	233
特定福祉用具購入費	人	4	4	6	4	4	4
住宅改修費	人	3	2	2	2	2	2
特定施設入居者生活介護	人	23	50	55	19	19	19

※回(日)数は1か月当たりの数、人数は1か月当たりの利用者数です。

(2) 地域密着型サービス

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型通所介護	回	3.2	6.9	0.0	94.8	94.8	94.8
	人	1	1	0	7	7	7
認知症対応型通所介護	回	216.4	206.8	178.2	309.2	309.2	309.2
	人	24	23	22	25	25	25
認知症対応型共同生活介護	人	22	22	24	25	25	25
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	人	12	9	10	34	34	34

※回数は1か月当たりの数、人数は1か月当たりの利用者数です。

(3) 施設サービス

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	人	127	123	117	115	115	115
介護老人保健施設	人	94	89	82	103	103	103
介護療養型医療施設 (介護医療院)	人	1	0	0	4	4	4

※人数は1か月当たりの利用者数です。

(4) 居宅介護支援

	単位	実績			計画値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援	人	473	459	436	431	437	441

※人数は1か月当たりの利用者数です。

3. 総給付費

	実績			計画値		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合計	1,773,190	1,789,399	1,730,518	1,827,382	1,844,516	1,853,275

※給付費は年間累計の金額です。単位は千円です。

第4章 高齢者の状況等

1. 玖珠町の概況及び日常生活圏域における高齢者の状況等

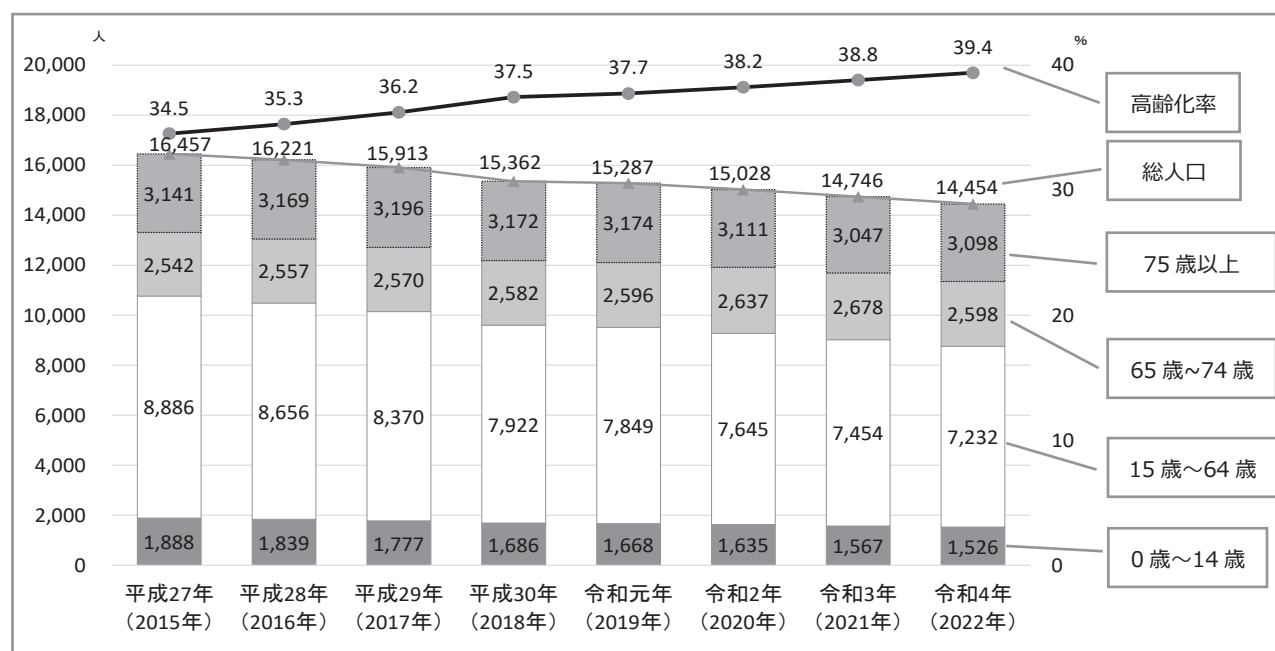
(1) 人口と高齢化率の推移

下のグラフは住民基本台帳より玖珠町の人口の推移を示したものです。

これによると玖珠町の総人口は、平成27年以降、全体として減少傾向にあり、中でも年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）の減少が大きくなっています。

一方、高齢者人口（65歳以上）は、平成28年から令和3年までは5,700人台で推移していましたが、令和4年には5,696人となっています。また、高齢化率（総人口に対して65歳以上の人口が占める割合）は、64歳以下の人口減少と高齢者人口の減少の速度が違うこともあり、令和4年では39.4%となっています。

▼人口の推移



単位：人

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和 1 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
総人口	16,457	16,221	15,913	15,362	15,287	15,028	14,746	14,454
前年からの増減数		-236	-308	-551	-75	-259	-282	-292
0 歳～14 歳	1,888	1,839	1,777	1,686	1,668	1,635	1,567	1,526
前年からの増減率		-2.6%	-3.4%	-5.1%	-1.1%	-2.0%	-4.2%	-2.6%
15 歳～64 歳	8,886	8,656	8,370	7,922	7,849	7,645	7,454	7,232
前年からの増減率		-2.6%	-3.3%	-5.4%	-0.9%	-2.6%	-2.5%	-3.0%
65 歳以上	5,683	5,726	5,766	5,754	5,770	5,748	5,725	5,696
前年からの増減率		0.8%	0.7%	-0.2%	0.3%	-0.4%	-0.4%	-0.5%

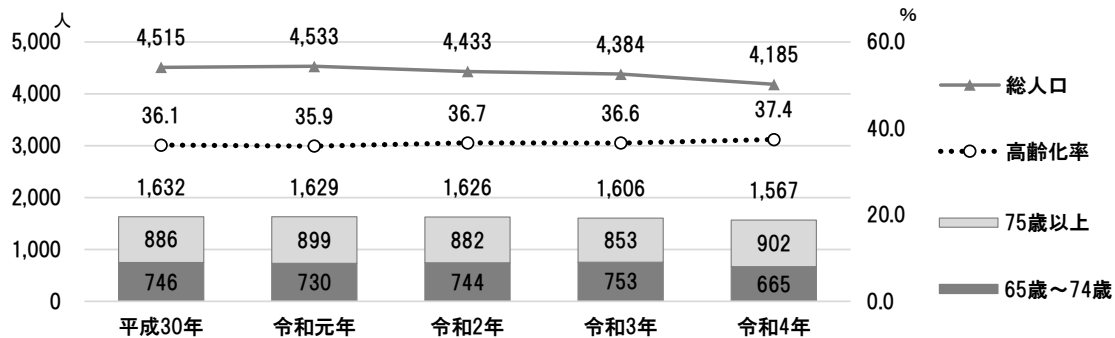
資料：住民基本台帳 各年 10 月

(2) 各圏域における人口と高齢化率の推移

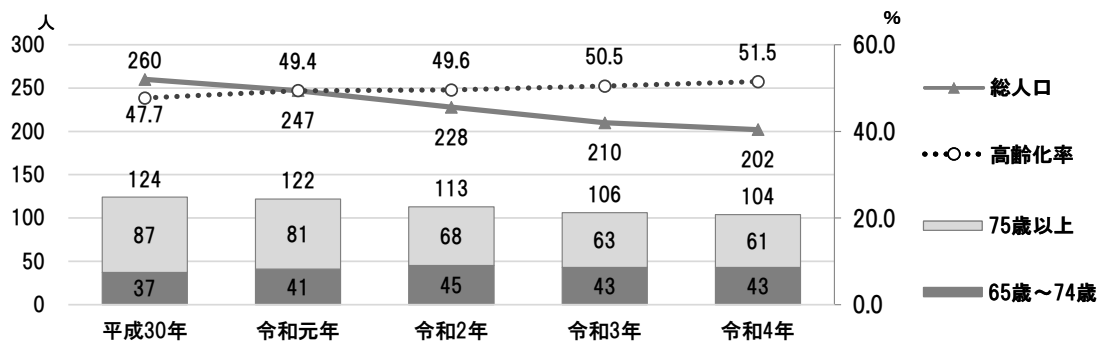
各圏域における人口及び高齢化率は以下のとおりです。

▼日常生活圏域別高齢者人口の推移

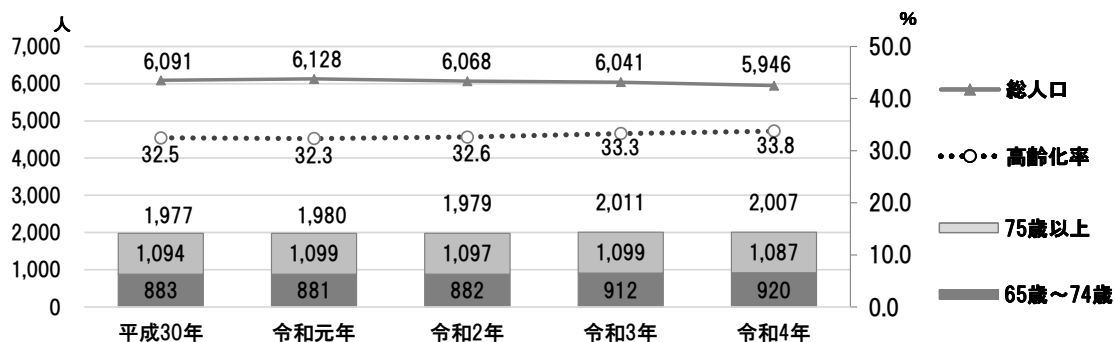
森圏域



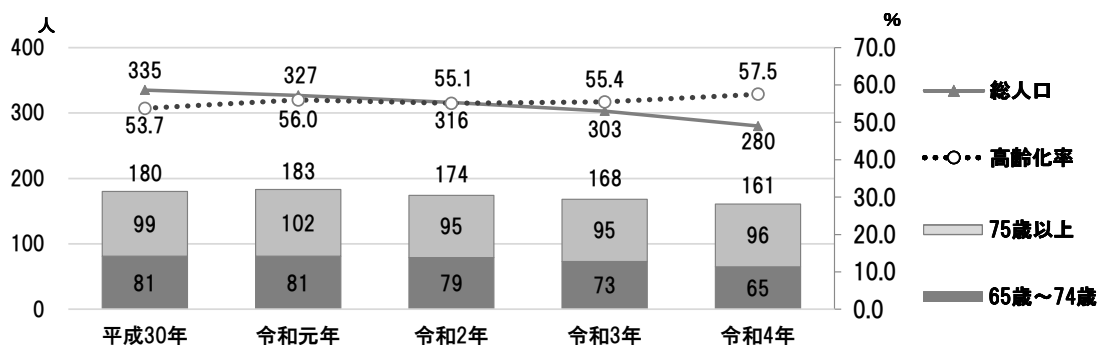
日出生圏域



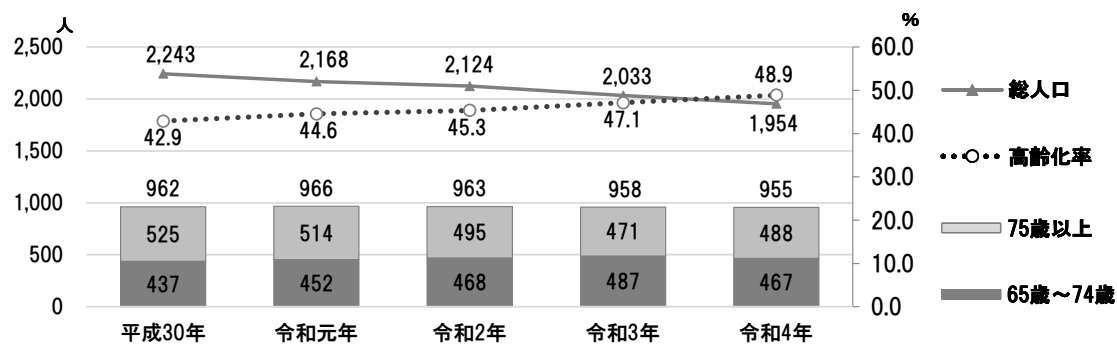
玖珠圏域



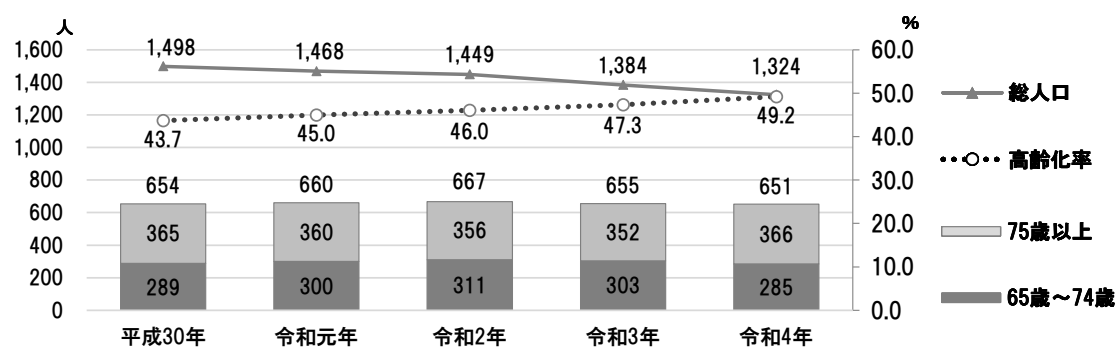
山浦圏域



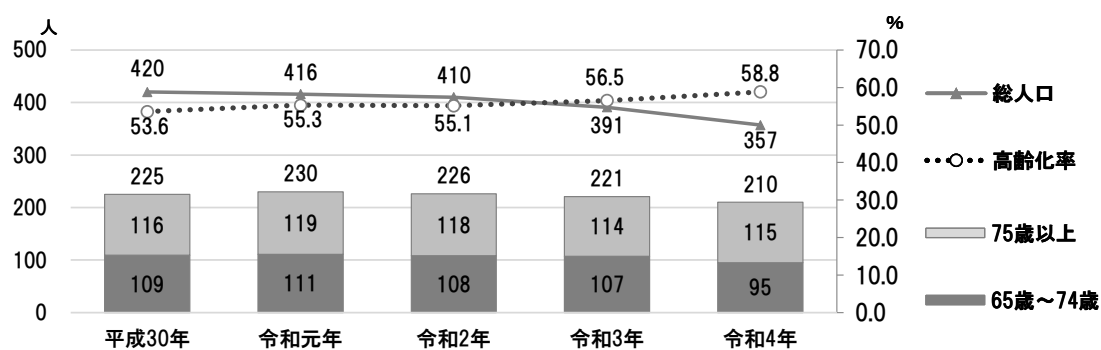
北山田圈域



八幡圈域



古後圈域



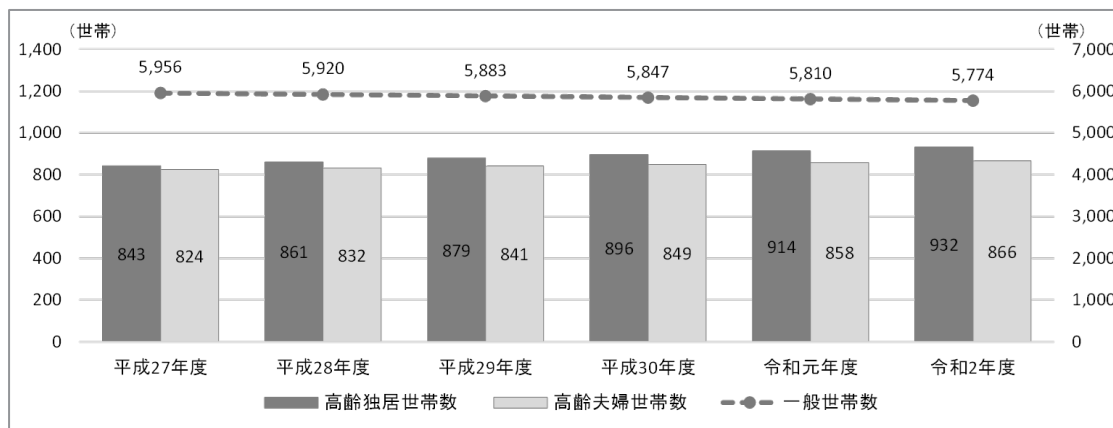
資料：住民基本台帳 各年 10 月

(3) 世帯の推移

高齢者の世帯数（高齢夫婦世帯数及び高齢独居世帯数）は、一般世帯が減少しているのに対し一貫して増加しており、高齢夫婦世帯については、平成 27 年度時点の 824 世帯から、令和 2 年度には 42 世帯増の 866 世帯となっています。

高齢独居世帯は、平成 27 年度時点の 843 世帯から、令和 2 年度には 89 世帯増の 932 世帯となっています。

▼高齢者世帯の推移



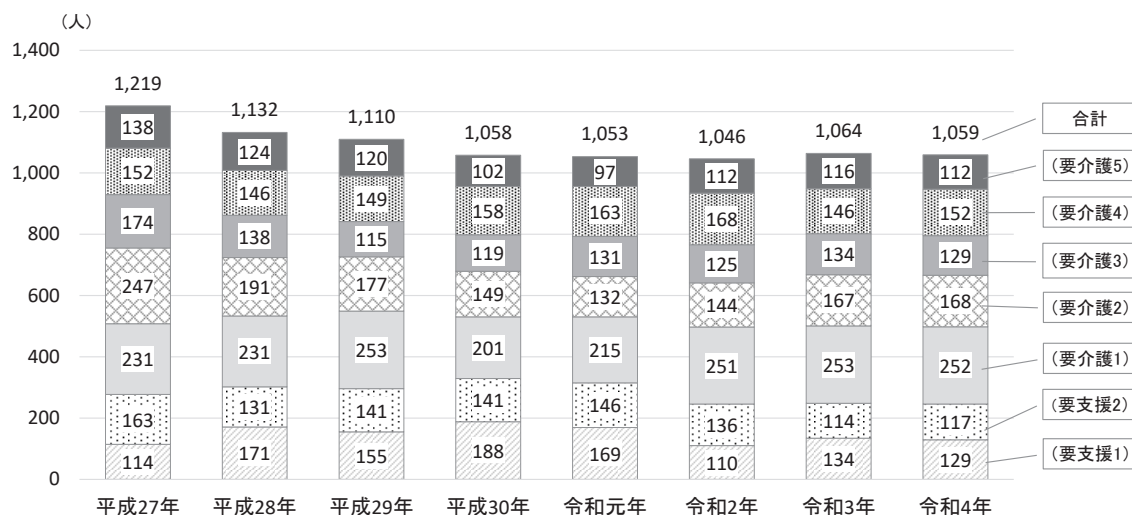
資料：地域包括ケア「見える化」システム

(4) 要介護認定者数

要介護認定者の総数は、平成 30 年までは減少していましたが、令和元年以降はほぼ横ばいで推移しています。

要介護認定者を要介護状態区別にみると要支援 1・2 が令和 2 年以降減少傾向で、要介護 1～3 が増加傾向になるなど重度化の兆候がみられます。

▼ 要介護状態区別認定者数の推移



(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報 9 月末

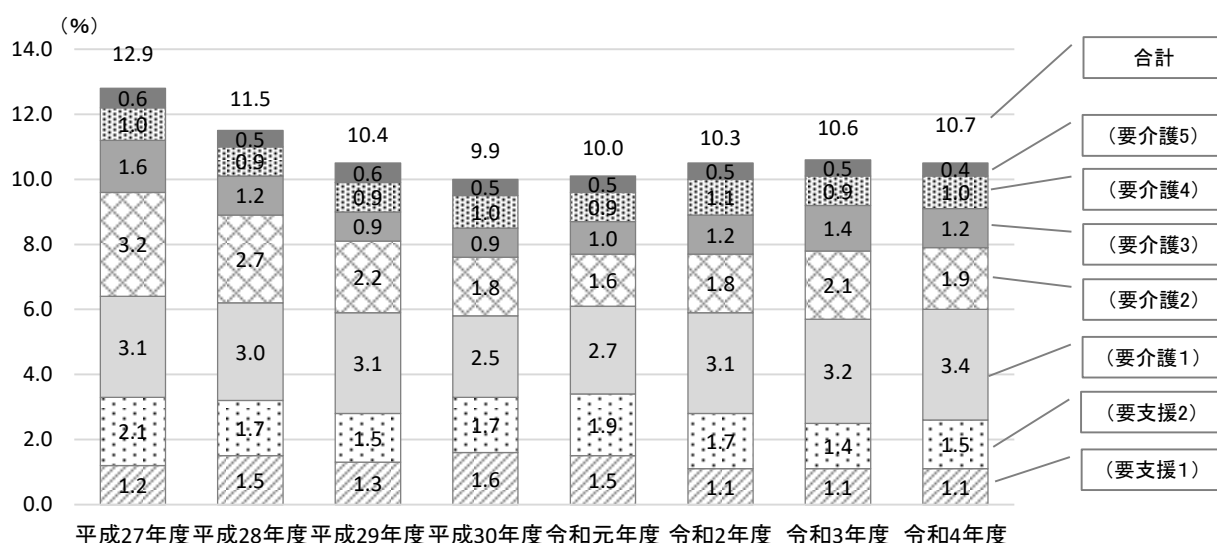
2. サービス利用者について

(1) 在宅サービス受給者の要介護状態区分別、利用者状況

在宅サービス受給者の利用者状況を要介護状態区分別にみると、「要支援1～要介護1」については各年度で変動があるものの、合計の受給率はほぼ横ばいで推移しています。

また、要介護2と要介護3については、令和元年度までは減少傾向にあったものの、令和2年度以降は増加傾向となり、結果、合計の受給率を押し上げる状況がみられます。

▼在宅サービスの受給率



(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」 年報(令和4年度(令和5年/2月サービス提供分まで))

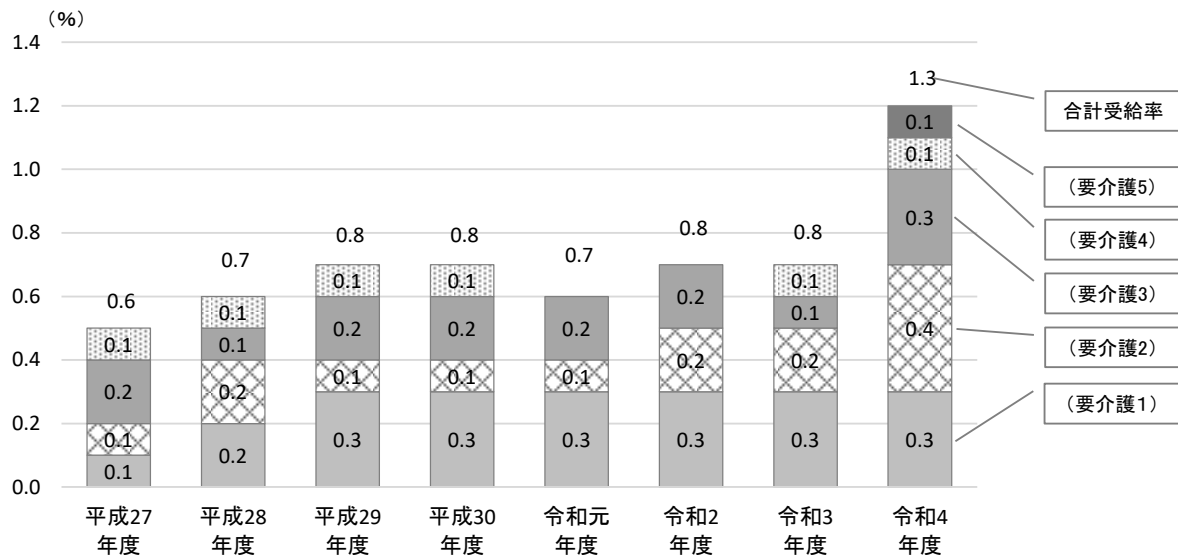
小数点以下の計算によりグラフ上の合計とは合致しない場合があります。

「在宅サービス」…訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護(介護老人保健施設)、短期入所療養介護(介護療養型医療施設等)、短期入所療養介護(介護医療院)、福祉用具貸与、介護予防支援・居宅介護支援、福祉用具購入費、住宅改修費、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

(2) 居住系サービス受給者の要介護状態区分別、利用者状況

居住系サービス受給者の利用者状況を要介護状態区分別にみると、合計の受給率は、平成 29 年度から令和 3 年度まではほぼ横ばいで推移していますが、令和 4 年度には、特定施設入居者生活介護施設の新設により利用者が増加し、特に要介護 2・3・5 で急激な受給率の増加につながっています。

▼居住系サービスの受給率



(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」 年報 (令和 4 年度 (令和 5 年/2 月サービス提供分まで))

小数点以下の計算によりグラフ上の合計とは合致しない場合があります。

要支援 1・2 についてはすべての年度が 0.1%以下であるため表記していません。

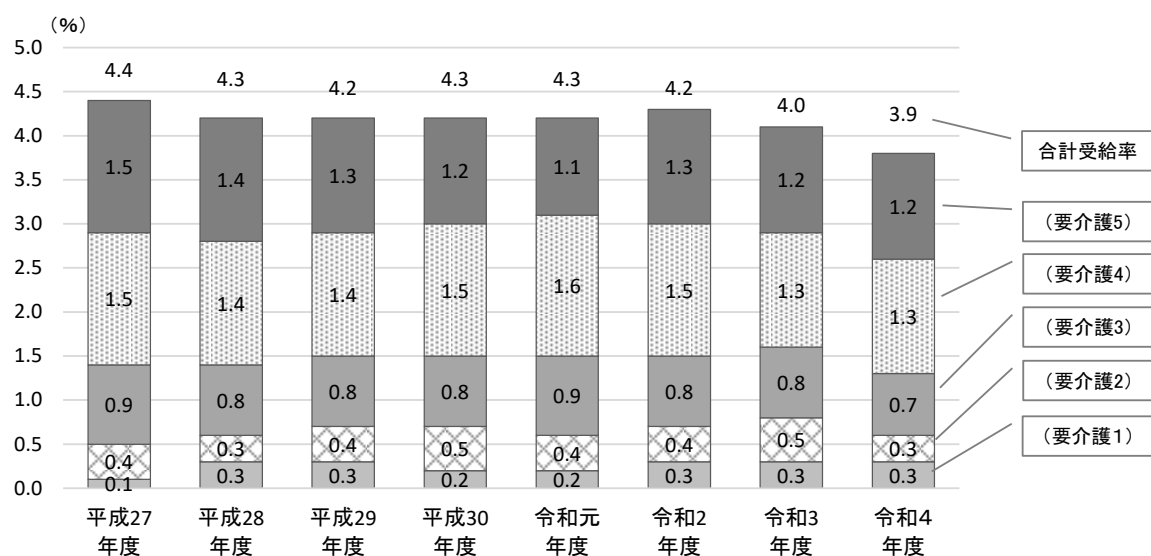
「居住系サービス」…特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護

(3) 施設サービス受給者の要介護状態区分別、利用者状況

施設サービス受給者の利用者状況を要介護状態区分別にみると、合計の受給率は、平成28年度から令和3年度まではほぼ横ばいで推移しています。令和4年度は要介護2・3で、わずかながら減少がみられます。

受給率ベースでみると、要介護4は平成29年度から令和元年度にかけて、要介護5は令和元年度から令和2年度に一時的な増加があったものの、全体として令和元年度以降は減少が続いています。

▼施設の受給率



(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」 年報(令和4年度(令和5年/2月サービス提供分まで))

小数点以下の計算によりグラフ上の合計とは合致しない場合があります。

「施設サービス」…介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

3. アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

玖珠町では、令和6年度より3年間を計画期間とする本計画の策定に当たり、介護サービスの在り方を検討する基礎資料を作成する目的で、「介護予防・日常生活圏域二一ズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。

(2) 調査の方法

～介護予防・日常生活圏域二一ズ調査～

- 調査対象者： 介護保険被保険者で要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の方
- 調査方法： 郵送による配布・回収
- 調査時期： 令和4年12月
- 配布・回収状況：

配布数	有効回収数	回収率
3,500 票	2,707 票	77.3%

～在宅介護実態調査～

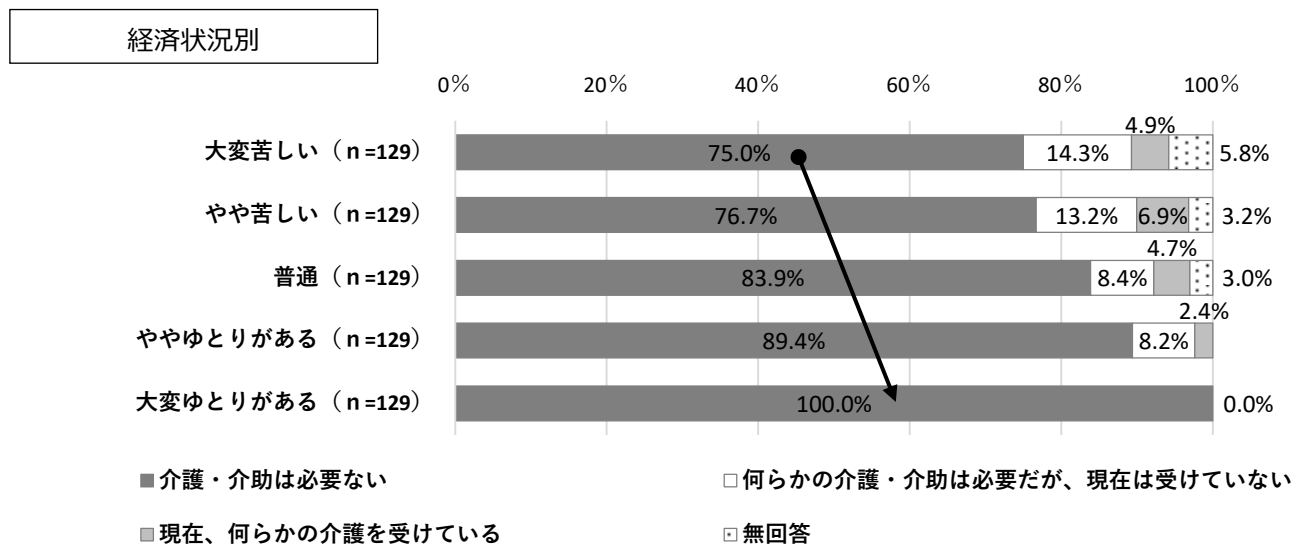
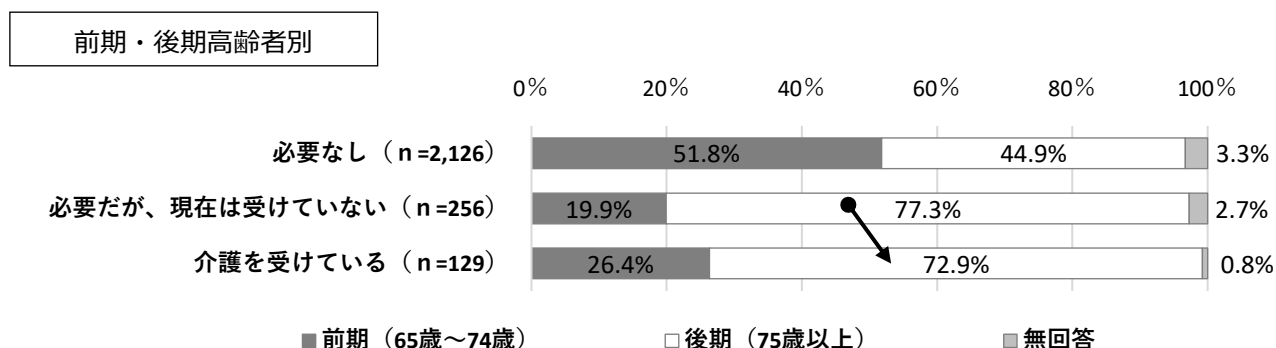
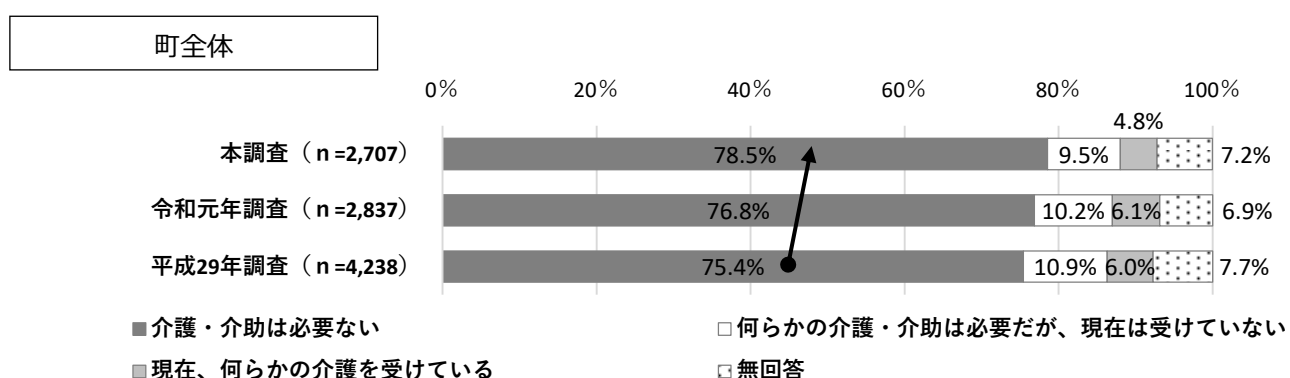
- 調査対象者： 町民のうち、在宅介護を受けている方とその介護をされている方
- 調査方法： 郵送による配布・回収
- 調査時期： 令和5年9月
- 配布・回収状況：

配布数	有効回収数	回収率
450 票	330 票	73.3%

(3) 介護予防・日常生活圏域二エズ調査の概要

① 介護の必要性について

回答者の介護・介助の必要性については、町全体で「介護・介助は必要ない」が 78.5% となっており、「平成 29 年調査」、「令和元年調査」、「令和 4 年調査（本調査）」を比較すると、わずかに増加傾向となっています。前期高齢者（65 歳～74 歳）と後期高齢者（75 歳以上）別では、後期高齢者で「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」（77.3%）と、「現在、何らかの介護を受けている」（72.9%）の回答率が高くなっています。

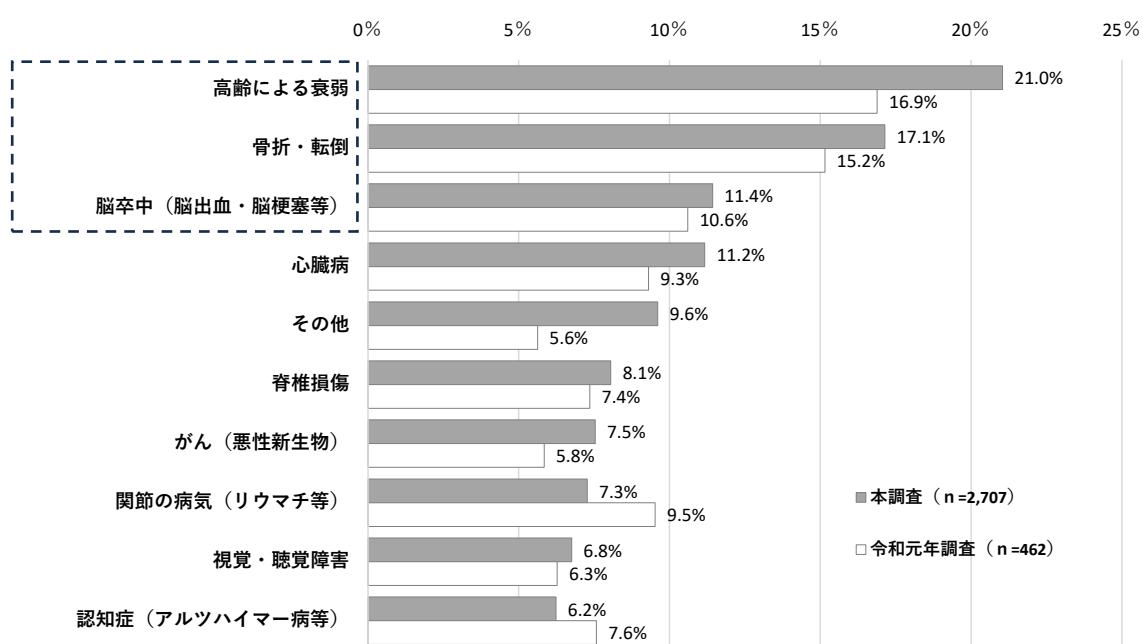


また、回答者の介護・介助が必要になった主な原因では、「高齢による衰弱」(21.0%)が最も高く、次に「骨折・転倒」(17.1%)、「脳卒中」(11.4%)の順で、いずれも前回調査(令和元年調査)時よりも増加しています。

一方、「関節の病気(リウマチ等)」(7.3%)、「認知症(アルツハイマー病等)」(6.2%)などは減少しています。

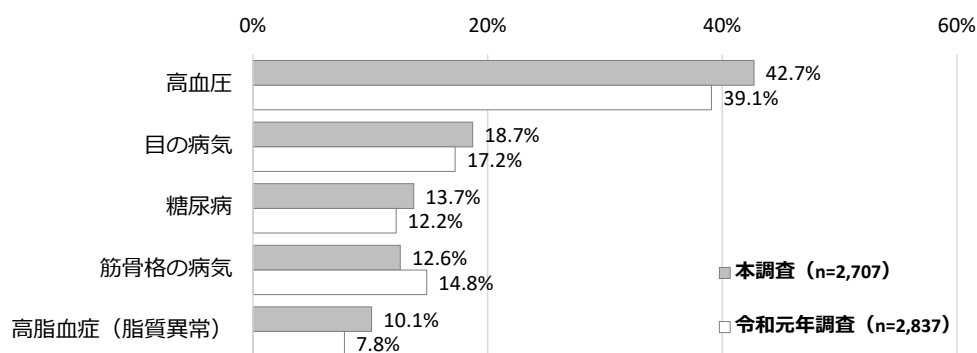
現在治療中、又は後遺症のある病気については、「高血圧」(42.7%)が最も高く、次に「目の病気」(18.7%)、「糖尿病」(13.7%)となっています。

介護・介助が必要になった主な原因(全体)



※上位10位まで抜粋

現在治療中、又は後遺症のある病気(全体)

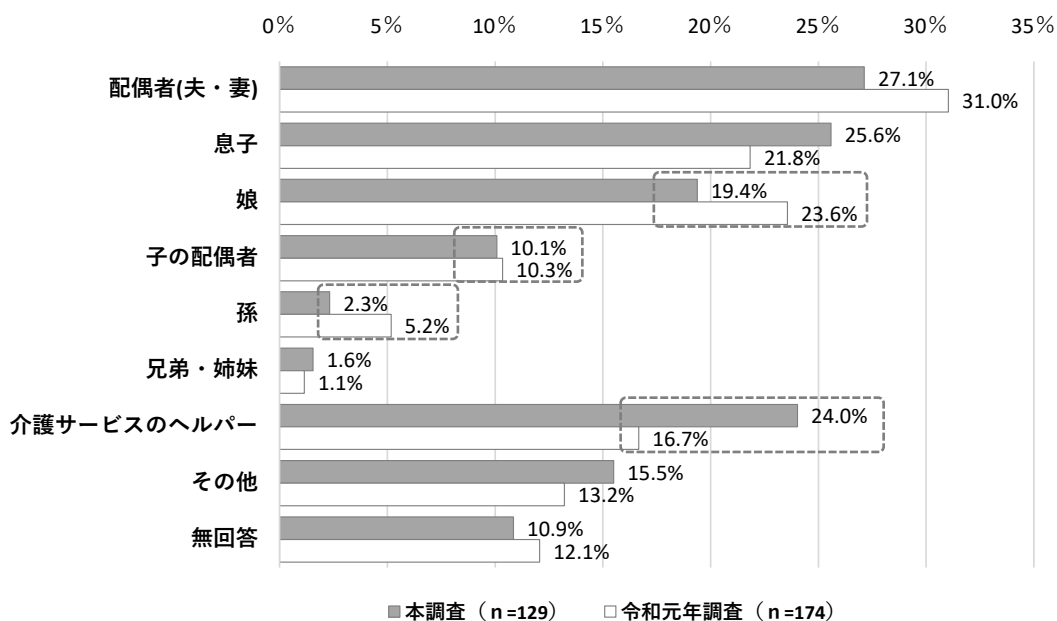


※上位5位まで抜粋

② 主な介護・介助者について

主な介護・介助者は、全体で「配偶者（夫・妻）」（27.1%）が最も高くなりましたが、令和元年調査に比べて減少しています。また、「娘」（19.4%）、「子の配偶者」（10.1%）、「孫」（2.3%）においても同様の変化がみられます。一方、「介護サービスのヘルパー」（24.0%）が大きく増加していることなど、親族以外による介護・介助へと変わりつつあるようです。

主な介護・介助者（全体）



主な介護・介助者（日常生活圏域別）

単位：%

	配偶者 (夫・妻)	息子	娘	子の 配偶者	孫	兄弟・ 姉妹	介護サ ービス のヘル パー	その他	無回 答
森 (n=33)	18.2	36.4	18.2	15.2	3.0	0.0	27.3	15.2	0.2
日出生 (n=4)	25.0	50.0	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.3
玖珠 (n=46)	30.4	28.3	19.6	15.2	2.2	2.2	19.6	15.2	0.1
山浦 (n=2)	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0
北山田 (n=17)	52.9	5.9	17.6	0.0	0.0	0.0	29.4	5.9	0.1
八幡 (n=18)	22.2	5.6	27.8	0.0	0.0	0.0	27.8	33.3	0.1
古後 (n=7)	14.3	42.9	14.3	0.0	14.3	0.0	0.0	14.3	0.3
無回答 (n=1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0

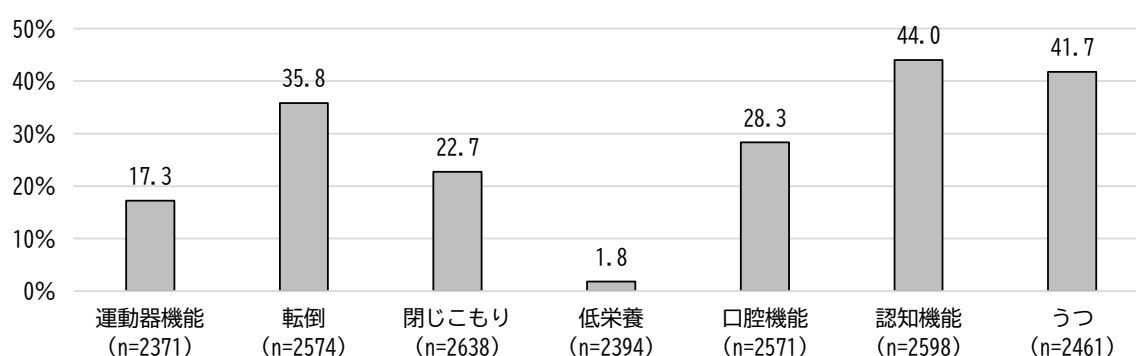
③ 日常生活の状況（リスク発生状況）について

高齢者の状態を、運動器機能リスク、転倒リスク、閉じこもりリスク、低栄養リスク、口腔機能リスク、認知機能リスク、うつリスクの7項目の観点から生活機能を評価しました。

各種リスクの該当者は、「認知機能リスク」(44.0%)が最も高く、次に「うつリスク」(41.7%)、「転倒リスク」(35.8%)、「口腔機能リスク」(28.3%)、「閉じこもりリスク」(22.7%)、「運動器機能リスク」(17.3%)、となっています。

「低栄養リスク」は1.8%とリスクの該当者は少なくなっています。

リスク発生状況（全体）



リスクの発生状況を日常生活圏域別にみると、「運動器機能」、「閉じこもり」、「口腔機能」では『古後』が、「転倒」、「認知機能」では『山浦』が、「低栄養」では『日出生』が、「うつ」では『森』が最も高くなっています。

リスク発生状況（日常生活圏域別）

単位：%

	運動器機能	転倒	閉じこもり	低栄養	口腔機能	認知機能	うつ
森	17.4	36.4	21.7	1.7	27.0	43.6	44.8
日出生	25.8	44.4	35.1	3.4	29.7	40.5	44.1
玖珠	17.3	31.0	20.2	2.3	28.7	43.1	40.5
山浦	25.4	46.3	32.9	1.3	28.6	48.8	36.7
北山田	13.4	36.5	23.6	1.7	27.8	44.9	40.5
八幡	18.0	43.5	22.8	0.5	29.2	45.7	43.3
古後	26.4	39.2	37.4	2.3	30.9	48.0	36.4

④ リスク発生状況と主観的健康観の関係について

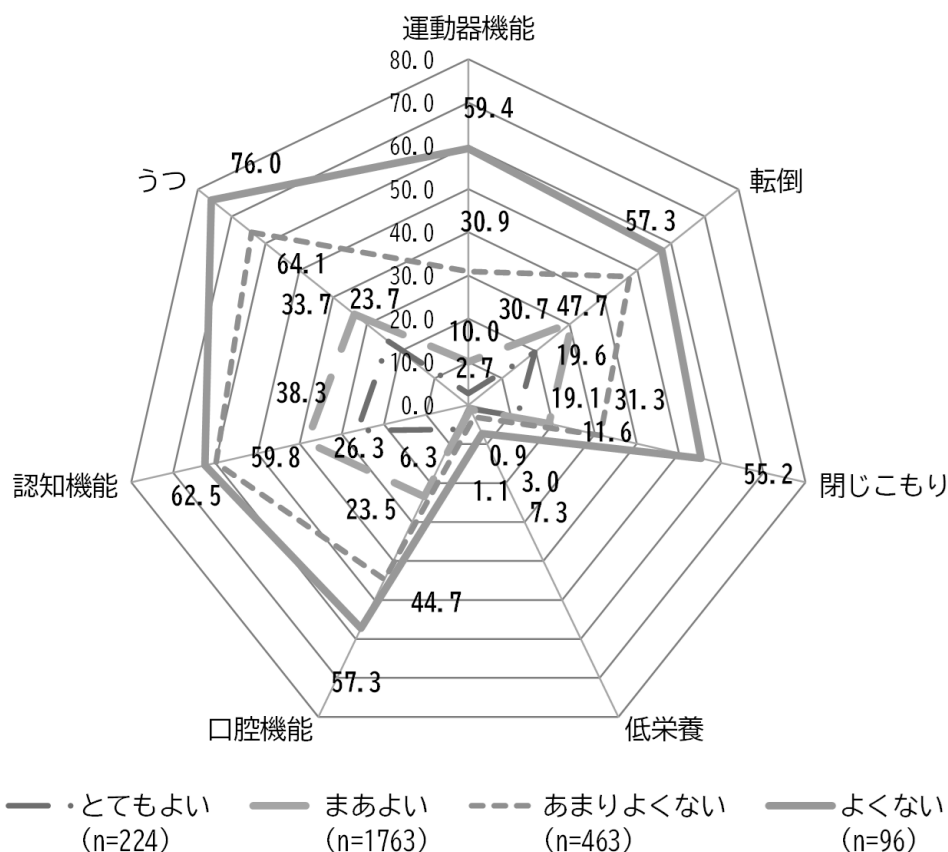
主観的健康観と各リスク該当者の割合との関係をみると、主観的健康観がよい人ほど、リスク該当者の割合が低くなる傾向にあることがわかります。

例えば、「うつ」のリスク該当者の割合は主観的健康観が「よくない」人では 76.0% となっていますが、「とてもよい」人では 23.7% となり、3 倍以上の大きな差があります。

また、主観的健康観と各リスク該当者の割合との関係をみると、主観的健康観が低い人ほど、リスク該当者の割合が高くなる傾向にあることがわかります。

「うつ」と主観的健康観の相関が高いことは当然ながら、すべての分野で主観的健康観がリスク該当者の低減要因であることがわかります。

主観的健康観（全体）と各リスクの関係性



単位：％

	運動器機能	転倒	閉じこもり	低栄養	口腔機能	認知機能	うつ
全体(n=2707)	15.1	34.1	22.1	1.6	26.9	42.3	37.9
とてもよい(n=224)	2.7	19.6	11.6	0.9	6.3	26.3	23.7
まあよい(n=1763)	10.0	30.7	19.1	1.1	23.5	38.3	33.7
あまりよくない(n=463)	30.9	47.7	31.3	3.0	44.7	59.8	64.1
よくない(n=96)	59.4	57.3	55.2	7.3	57.3	62.5	76.0

⑤ 外出状況について

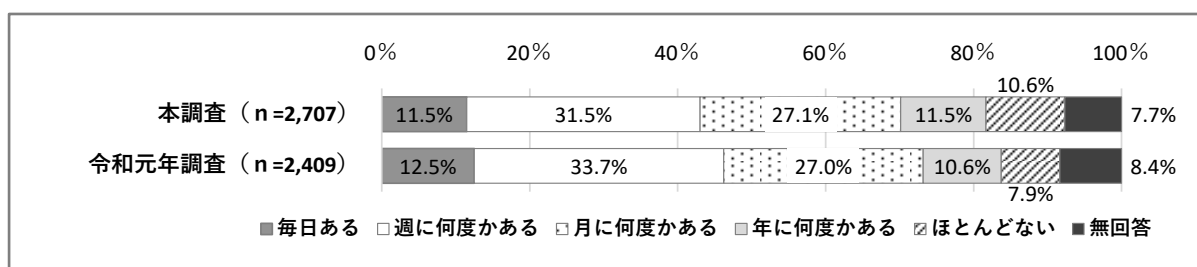
友人・知人と会う頻度の回答からは、定期的に会う割合は高いものとなっていますが、「ほとんどない」という回答も10.6%となっています。

一方で外出に関する回答では、外出を控えている方が全体で3割（29.5%）程度となり、日常生活圏域別にみると『古後』が37.0%と最も割合が高く、『森』と『山浦』も30%以上となっています。

友人・知人との交流がほとんどない方が1割程度おり、令和元年調査からもわずかに増えていることや、外出を控えている方もいることなどから、閉じこもりにより心身の状態が悪化する高齢者が増加しないよう注意していくことが重要です。

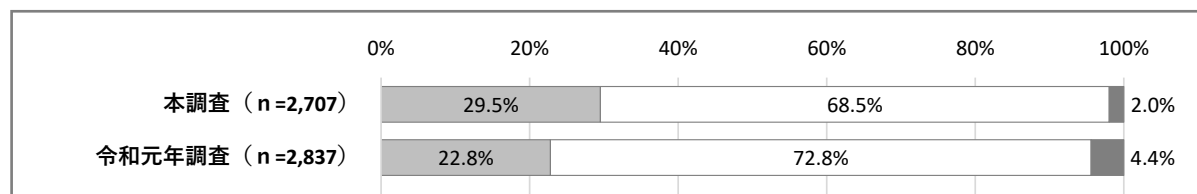
また、外出を控えている理由として「その他」を除けば、前期・後期高齢者ともに「足腰などの痛み」が最も高くなっていますが、「その他」の内訳ではその多くが、コロナ禍の影響と回答されていることから、新型コロナウイルス感染症対策も含め、どのような取組を進めるか検討が必要です。

友人・知人と会う頻度

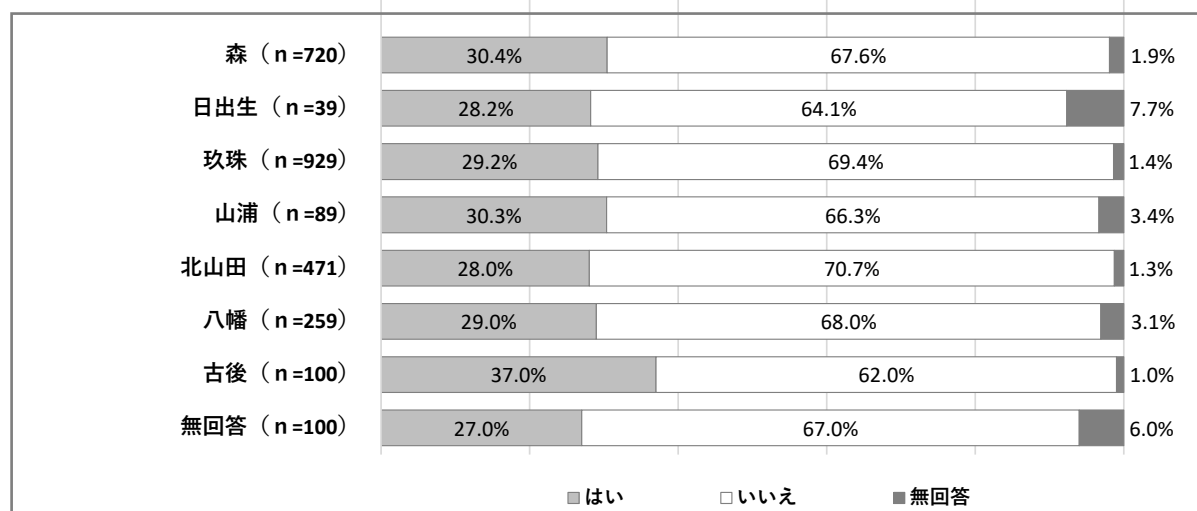


外出を控えているか（日常生活圏域別）

全体

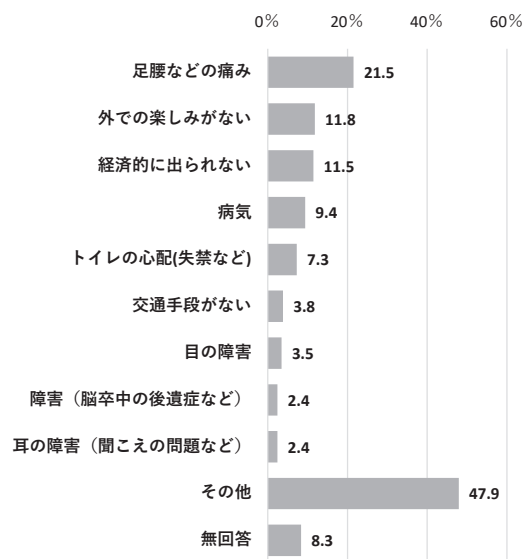


日常生活圏域別



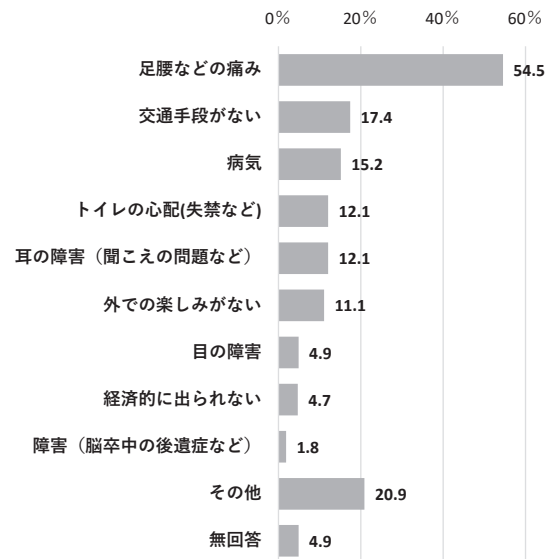
外出を控えている理由（前期・後期高齢者別）

★前期高齢者（65歳～74歳）



■ 前期高齢者（65歳～74歳）（n=288）

★後期高齢者（75歳以上）



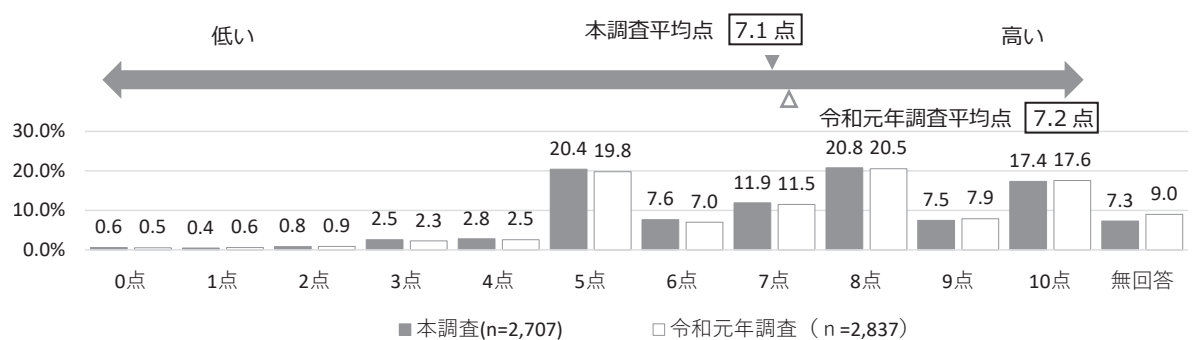
■ 後期高齢者（75歳以上）（n=488）

前期高齢者（65歳～74歳）の「その他」については、うち80.0%がコロナ禍の影響と回答
後期高齢者（75歳以上）の「その他」については、うち63.8%がコロナ禍の影響と回答

⑥ 現在の幸福度について

幸福度の設問では、平均点が令和元年調査よりも1点の減少となり、幸福度の減少がみられます。

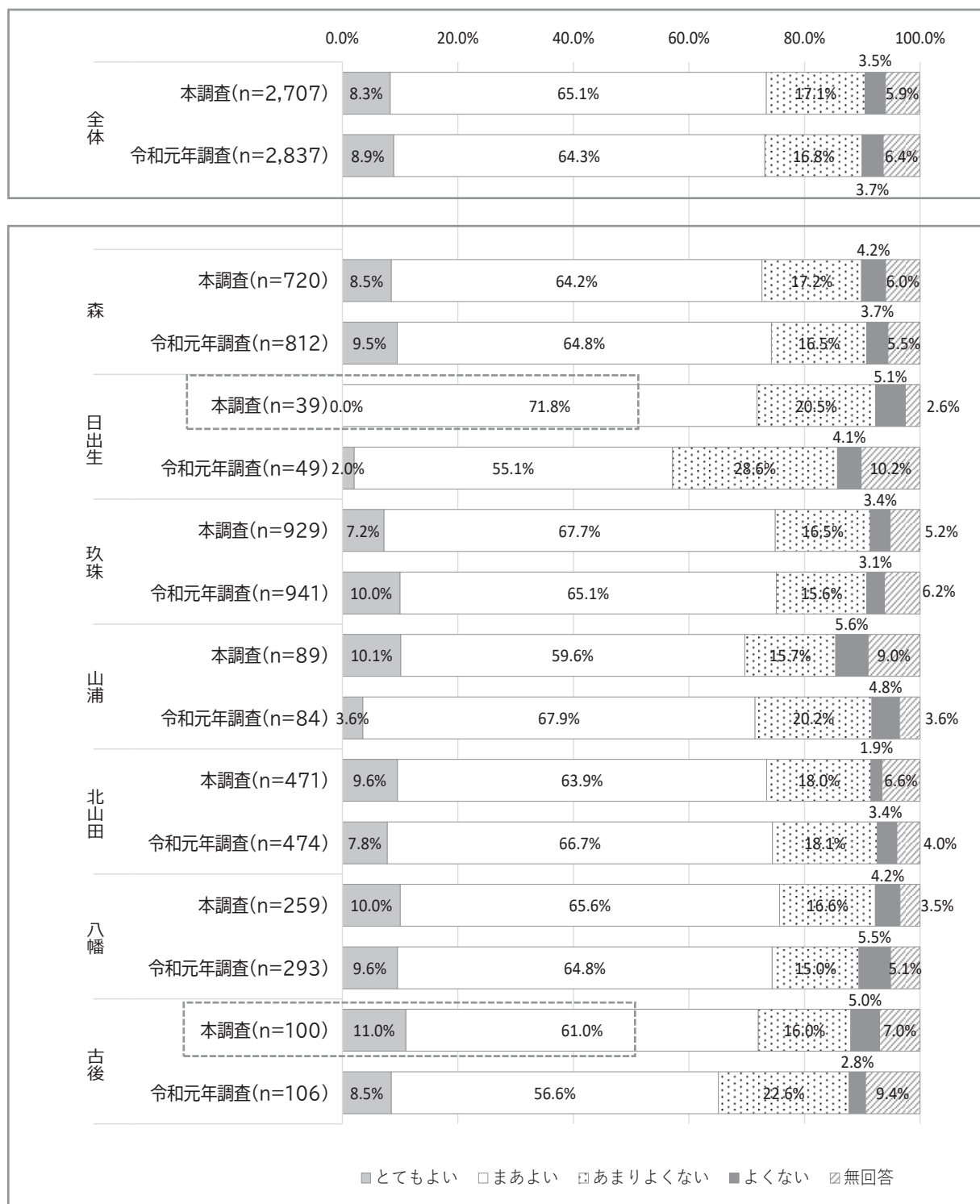
現在の幸福度



⑦ 健康面について

下のグラフは「令和元年調査」（前回調査）と「令和4年調査」（本調査）を日常生活圏域別で比較したものです。全体での健康状態は、前回調査と比べて大きな変化はないものの、日常生活圏域別にみると『日出生』、『古後』で「とてもよい」と「まあよい」の回答が増加しています。

現在の健康状態（日常生活圏域別）

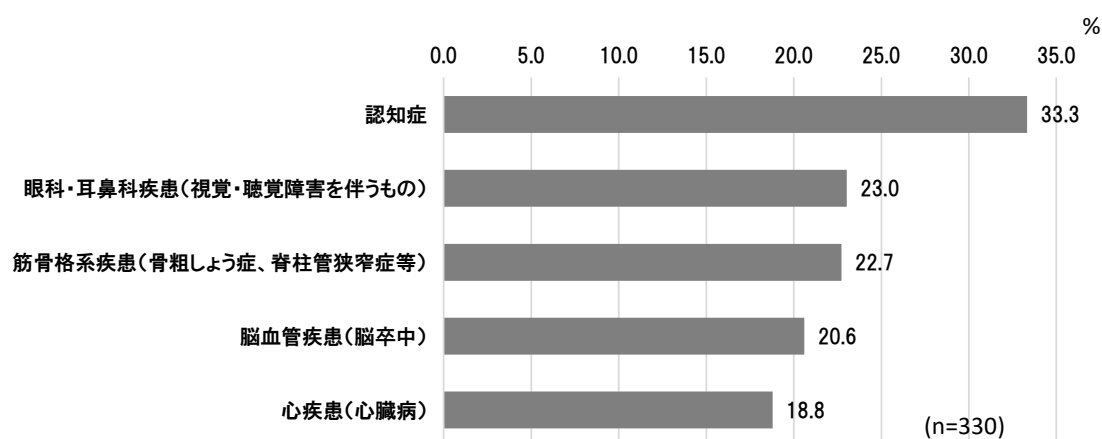


(4) 在宅介護実態調査

① 現在抱えている傷病について

現在抱えている傷病については、「認知症」(33.3%)の割合が最も高く、次に「眼科・耳鼻科疾患(視覚・聴覚障害を伴うもの)」(23.0%)、「筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)」(22.7%)の順になっています。

現在抱えている傷病

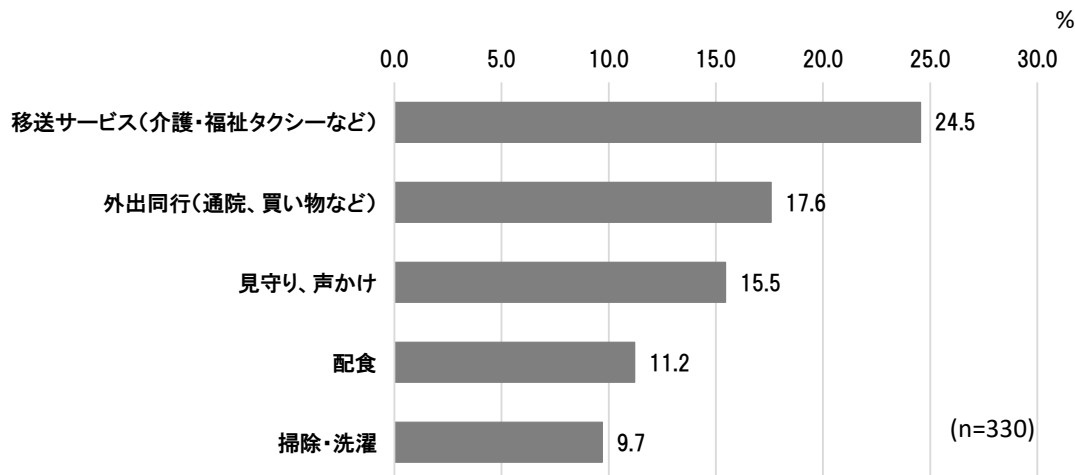


※上位5位まで抜粋

② 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「移送サービス(介護・福祉タクシーなど)」(24.5%)の割合が最も高く、次に「外出同行(通院、買い物など)」(17.6%)、「見守り、声かけ」(15.5%)の順になっています。

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

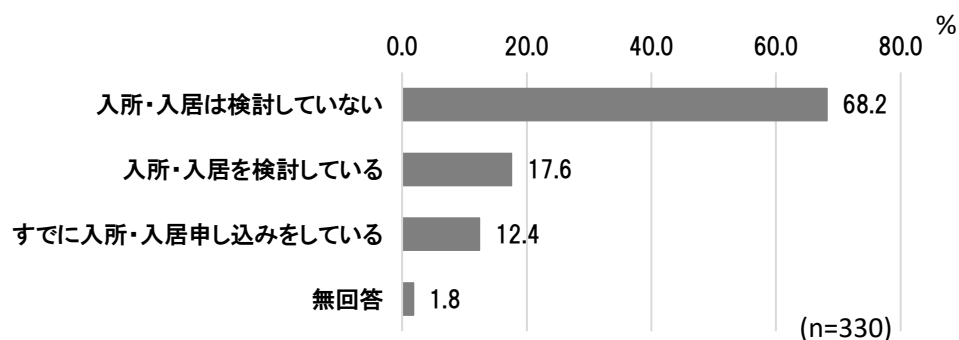


※「特にない」を除く、上位5位まで抜粋

③ 施設等への入所・入居の検討状況について

施設等への入所・入居の検討状況については、「入所・入居は検討していない」(68.2%)の割合が最も高く、次に「入所・入居を検討している」(17.6%)、「すでに入所・入居申し込みをしている」(12.4%)の順となっています。

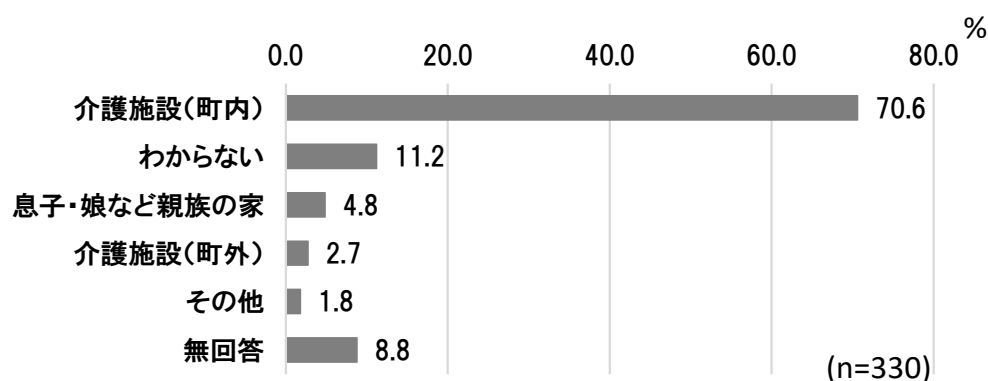
施設等への入所・入居の検討状況



④ 自宅での生活が難しくなった場合、暮らしたい場所について

自宅での生活が難しくなった場合、暮らしたい場所については、「介護施設（町内）」(70.6%)の割合が最も高く、次に「わからない」(11.2%)、「息子・娘など親族の家」(4.8%)、「介護施設（町外）」(2.7%)の順になっています。

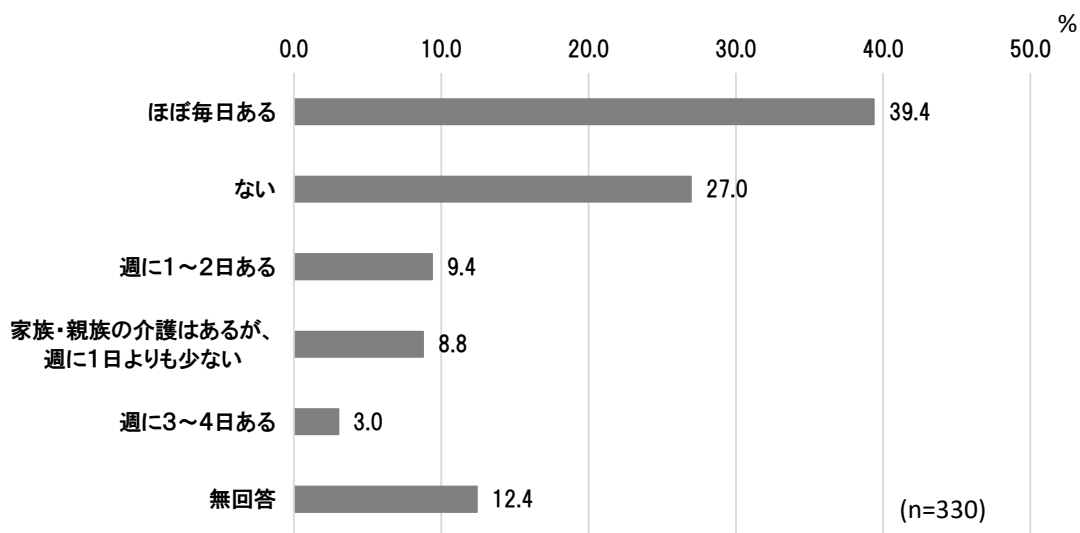
自宅での生活が難しくなった場合、暮らしたい場所について



⑤ ご家族やご親族の方からの介護の頻度について

「ほぼ毎日ある」(39.4%)の割合が最も高く、次に「ない」(27.0%)、「週に1～2日ある」(9.4%)の順になっています。

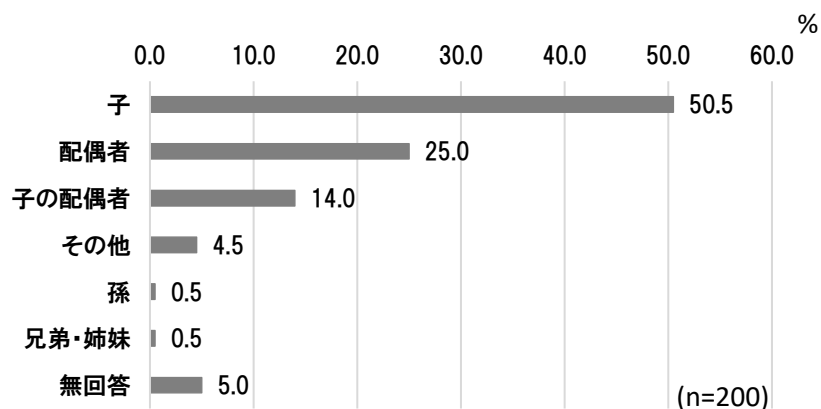
ご家族やご親族の方からの介護の頻度



⑥ 主な介護者の方（主に介護している方）について

「子」(50.5%)の割合が最も高く、次に「配偶者」(25.0%)、「子の配偶者」(14.0%)の順となっています。

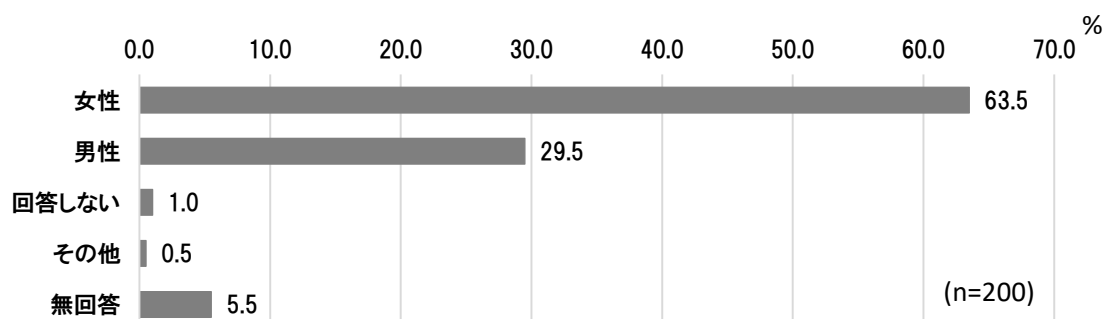
主な介護者



⑦ 主な介護者の方の性別について

「女性」が 63.5%、「男性」が 29.5%となっています。

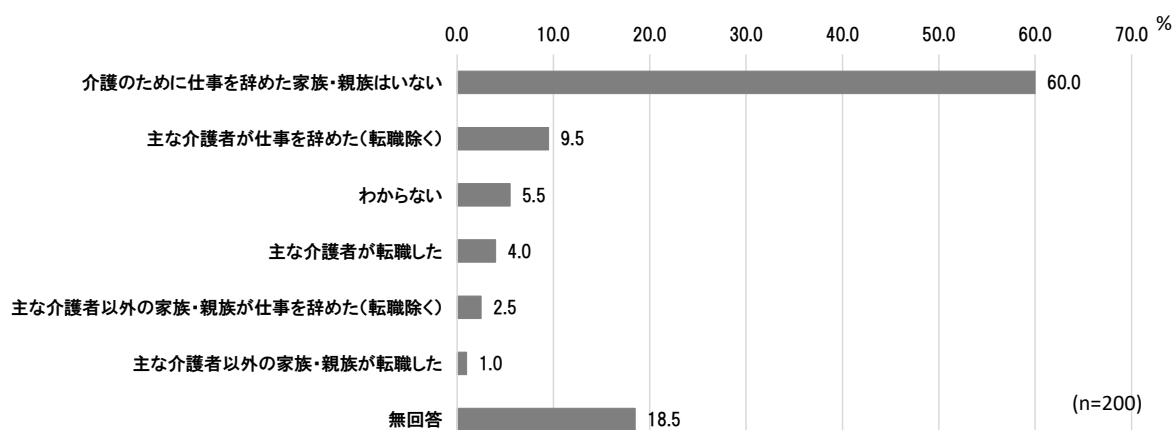
主な介護者の性別



⑧ ご家族やご親族の中で、ご本人(あて名の方)の介護を主な理由として、過去 1 年の間に仕事を辞めた方について

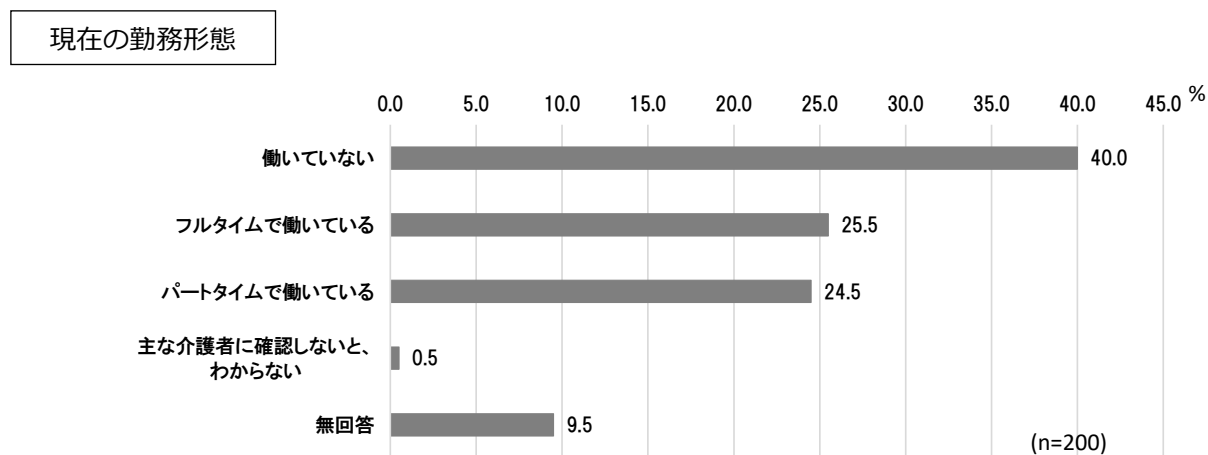
「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」(60.0%)の割合が最も高く、次に「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」(9.5%)、「わからない」(5.5%)、「主な介護者が転職した」(4.0%)、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く)」(2.5%)、「主な介護者以外の家族・親族が転職した」(1.0%)となっています。

介護を主な理由として、過去 1 年の間に仕事を辞めた方



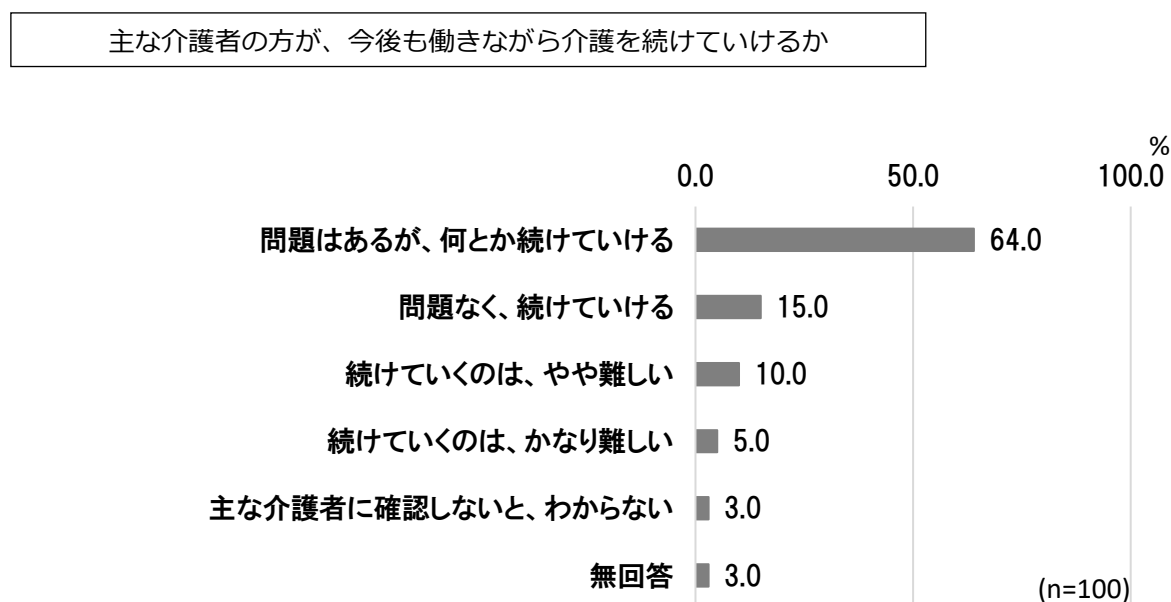
⑨ 主な介護者の方の現在の勤務形態について

「働いていない」(40.0%)の割合が最も高く、次に「フルタイムで働いている」が(25.5%)、「パートタイムで働いている」(24.5%)の順となっています。



⑩ 介護と仕事の両立について

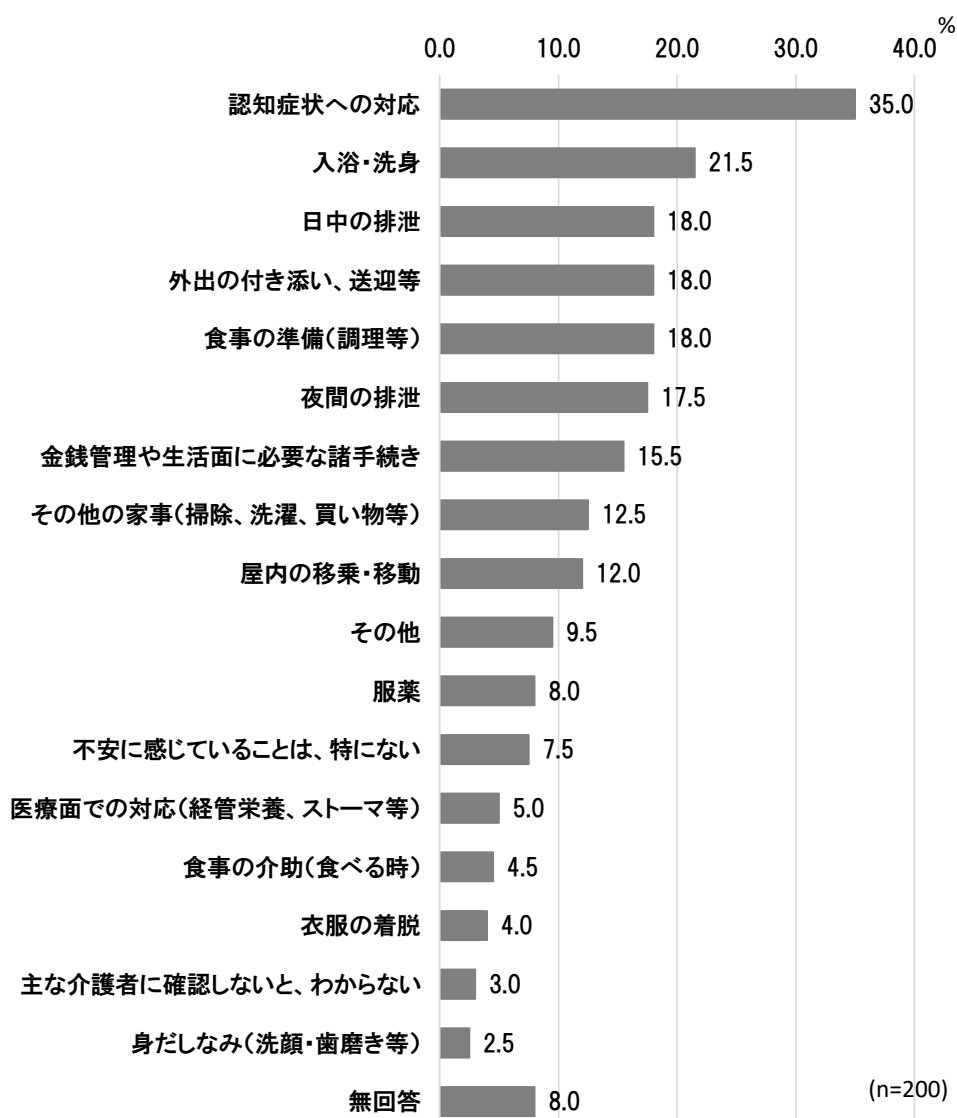
「問題はあるが、何とか続けていける」(64.0%)の割合が最も高く、次に「問題なく、続けていける」(15.0%)、「続けていくのは、やや難しい」(10.0%)、「続けていくのは、かなり難しい」(5.0%)の順となっています。



⑪ 主な介護者の方が不安に感じる介護等について

「認知症状への対応」(35.0%)の割合が最も高く、次に「入浴・洗身」(21.5%)、「日中の排泄」と「外出の付き添い、送迎等」並びに「食事の準備(調理等)」がそれぞれ18.0%となっています。

主な介護者の方が不安に感じる介護等



4. 現状と傾向、課題のまとめ

(1) 高齢者の動向

総人口については緩やかに減少し、高齢者人口も令和元年以降は減少しており、今後も生産年齢人口も含め全体的に減少していくことが予測されます。

特に、『山浦』や『日出生』の人口減少は顕著であり、地域での取組等を検討していくことが必要です。

高齢者世帯（高齢夫婦世帯及び高齢独居世帯）については年々増加しており、一般世帯が減少しているのに対して高齢独居世帯（ひとり暮らしの高齢者）は、平成27年度から令和2年度の間に89世帯増となっています。こうした世帯への見守り等の支援や災害時の体制整備が重要となっています。

要介護認定者については令和元年以降ほぼ横ばいで推移している状況ですが、重度（要介護3から要介護5）の方がわずかながら増える傾向にあったことなど、重度化の兆しもみえるため、認定者の動向に注視する必要があります。

(2) 高齢者の健康と疾病状況

介護予防・日常生活圏域二エズ調査結果で介護・介助が必要な方は14.3%となり、そのうち介護・介助が必要になった原因としては「高齢による衰弱」や「骨折・転倒」、「脳卒中（脳出血・脳梗塞等）」が上位となり、いずれも令和元年調査時より増加しています。

また、現在治療中や後遺症のある病気として「高血圧」が高い割合を示していることなどから、その対策として生活習慣病の予防と健康寿命の延伸を目標とし、多くの高齢者が元気で活動的な生活が送れるまちづくりが必要となっています。

(3) 認知症高齢者への対策

高齢化率は年々上昇しており、令和4年の玖珠町の高齢化率（39.4%）は、国の高齢化率29.1%（令和4年9月15日現在）を大きく上回っています。高齢化の進展に伴い、多岐にわたる認知症予防に関する取組が必要となってきます。

介護予防・日常生活圏域二エズ調査結果によるリスク判定をみると、「認知機能リスク」が4割以上という結果になり、また、在宅介護実態調査においても、要介護者本人の傷病としては認知症が最も多くなっています。

今後は、認知症予防の取組の強化や、早期発見・早期対応の体制強化に努め、認知症サポーターの養成も積極的に行い、地域住民による包括的な見守りネットワークを充実させていくことが必要です。さらに、成年後見制度などの利用促進を図るために、権利擁護支援センターからの情報発信や地域包括支援センターなどを通して、幅広く住民に周知していくことも大切です。

(4) 安心して過ごしていける環境づくり

新型コロナウイルス感染症流行の影響により、外出を控えたり、外出の機会を失ってしまったりした高齢者は多いと推察されます。

介護予防・日常生活圏域二ーズ調査結果では、外出を控える人の割合が前回調査（令和元年）より高くなっており、介護予防の取組や活動、交流、近所への散歩や買い物などの頻度が減ることで、健康面の悪化や要介護の重度化につながるものが懸念されます。

今後、感染症拡大や災害等緊急時の対策については、地域活動団体や事業所等とも連携して安心して過ごせる環境づくりの強化・推進をしていく必要があります。

(5) 介護者の負担軽減

自宅で介護を受けながら生活していくためには、特に介護者の負担軽減が必要となります。在宅介護実態調査結果によると、回答者（介護者）の1割ほどが介護による離職をしており、5割がフルタイムもしくはパートタイムで働いていますが、そのうち15%は介護と仕事の両立が困難であると感じています。国が推進する『介護離職ゼロ』をめざすには、本町においても介護者又は世帯に対して、適切な支援が届くよう体制を強化していく必要があります。

そのためには、これまで令和7（2025）年を目標に取り組んできた、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進、そして機能強化に向けた体制の検討や、医療と地域をより密接につないでいくしくみづくりを検討していく必要があります。

(6) 介護者を支えるしくみづくり

在宅介護実態調査結果では、家族や親族からの介護の頻度が「ほぼ毎日」との回答は39.4%となっています。

主な介護者は、女性が全体の7割近くを占め、依然として女性に負担がかかっています。介護者が不安に感じる介護についても、認知症状への対応に続き、夜間や日中の排泄が上位になるなど重度の介護が多数を占めています。

本町においても介護に関する情報提供体制の整備や、介護者の負担を軽減するための取組を充実していく必要があります。

また、介護現場におけるICT※を活用した業務改善、介護ロボットの導入、処遇改善や元気な高齢者の雇用、職場のイメージアップなどの介護人材確保の取組を進める必要があります。

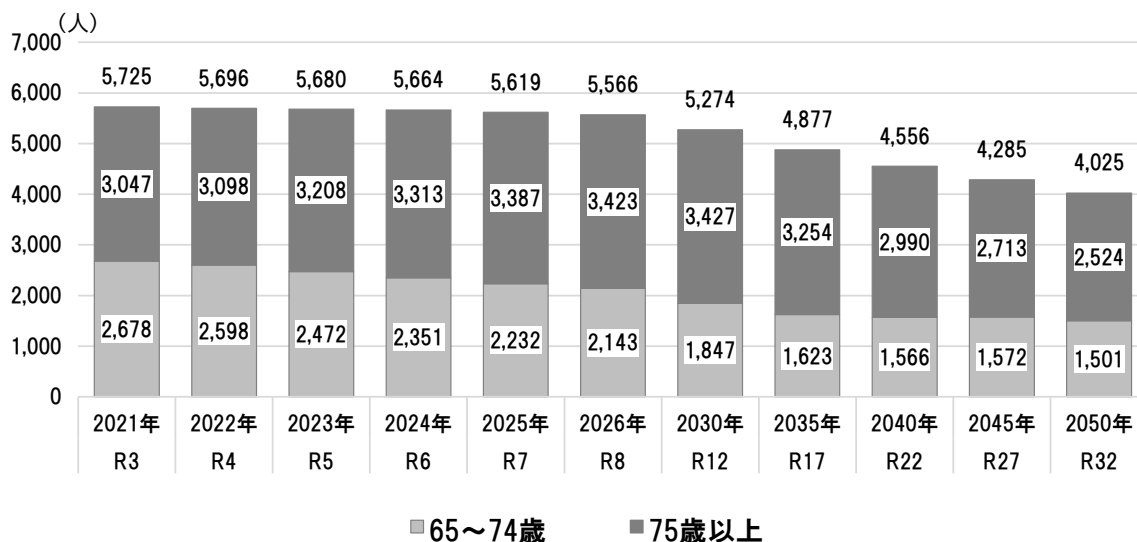
※ICTとは、一般的に情報通信技術とされます。

第5章 将来における高齢者の姿

1. 令和 22（2040）年・令和 32（2050）年における高齢者人口

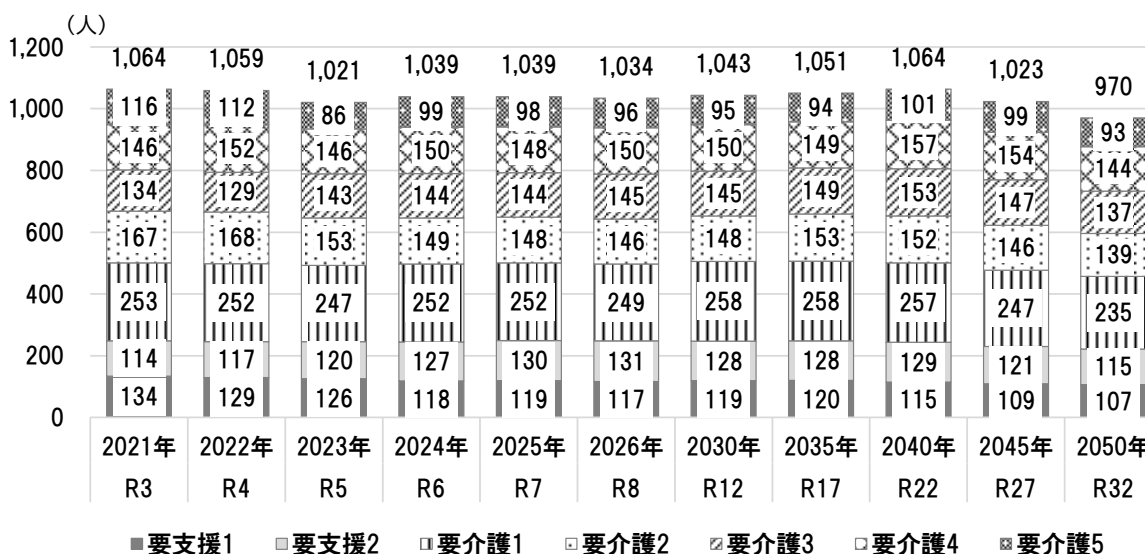
玖珠町における本計画期間中及び令和 32（2050）年までの人口推計を行った結果は、次のとおりです。

65 歳以上の高齢者人口は今後わずかに減少しながら、令和 17（2035）年には 5,000 人以下となり、令和 32（2050）年には 4,025 人になる予測となっています。



2. 要支援・要介護認定者数の推移

65 歳以上の要支援・要介護認定者数は、令和 22（2040）年まで微増減はあるもののほぼ横ばいで推移し、それ以降は減少していくと推計されます。



第 6 章 基本理念

1. 基本理念

本町では、「住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで送ることができるまちづくりをめざして」を基本理念として、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を策定し、施策を展開してきました。

これまで、団塊世代が後期高齢者（75 歳以上）となる令和 7（2025）年に向けた取組として、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らせるための必要な介護サービスの提供体制を整備し、「地域包括ケアシステム」の構築を推進してきました。

これからも、すべての高齢者が地域で安心して自分らしく暮らしていけるよう、さらに推進していくという基本的な考え方は変わりません。

しかし、団塊ジュニア世代が、65 歳以上となり高齢者増加のピークを迎える令和 22（2040）年という未来を見据えたときには、高齢者が健康であること、生きがいを持って暮らしていけること、社会に参加していることがますます重要になっていくこととなります。

そのため、本計画では、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的な支援体制を構築し、認知症施策や介護サービス体制の整備を促進します。

また、本計画期間中においても、いきいきサロンや週 1 元気アップ体操教室などの『通いの場』の拡充をはじめ、介護予防施策の推進や生活支援サービスの充実・強化といった地域支援事業を一層充実させ、住民等による主体的な参画のもと多様なサービスを提供します。

高齢者が地域で、自分らしく安心して暮らし続けるために、健康づくりや介護予防を一体的に推進し、認知症やひとり暮らし高齢者など支援を必要とする方々への対応だけでなく、元気な高齢者に対する参加支援を促進していくことも不可欠です。

最終的には、地域共生社会の実現をめざし、高齢者がいきいきと活動的に生活でき、介護が必要になっても住み慣れた地域で、温かなふれあいと支え合いの中で、安心して暮らし続けられる社会をめざします。これが、住み慣れた地域での自分らしい暮らしを大切にし、人生の最後まで送ることができるまちづくりの理念です。

**住み慣れた地域で自分らしい暮らしを
人生の最後まで送ることができるまちづくりをめざして**

2. 施策体系

基本理念	視点	施策分野	施策の展開
人生の最後まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを 送ることができるまちづくりをめざして	Ⅰ いつまでも 元気で生活し ていけるしく みづくり	Ⅰ－１ 健康づくりの推進	1. 健康づくりの推進 2. 健康づくり推進体制の確立 (早期発見、早期治療)
		Ⅰ－２ 介護予防の推進	1. 地域支援事業の展開 2. 多様な予防的事業 3. 認知症への備え 4. 閉じこもり解消
	Ⅱ 高齢者が自分 らしく生活で きるしくみづ くり	Ⅱ－１ 地域での支え合い	1. 地域とつながる (コミュニティ・まちづくり)
		Ⅱ－２ 地域の安心・安全	1. 地域で安心・安全な暮らしができる 2. 災害時にも安心できる
		Ⅱ－３ 生きがいつくり・ 仲間づくり	1. 役割がある 2. 趣味・学習の場がある 3. 交流の場がある・仲間がいる 4. 活動・生産の場がある
	Ⅲ 安心して生活 できる地域づ くり	Ⅲ－１ 地域包括ケアシス テムの深化・推進 に向けて	1. 地域包括支援センターの機能強化 2. 自立支援・重度化防止に向けたサー ビス等提供体制の整備 3. 医療・介護の連携推進 4. 地域共生社会に向けた取組推進 5. 地域ケア会議の推進
		Ⅲ－２ 認知症施策の充実	1. 認知症への理解の増進と地域づくり の推進 2. サービス提供体制の整備 3. 相談体制の整備 4. 認知症の人を含む高齢者に やさしい地域づくりの推進
		Ⅲ－３ 生活支援の充実	1. 相談できる 2. 安心して介護サービスを利用できる 3. 介護事業者及び介護者への支援 4. 安心して暮らせる

第7章 保健・福祉・介護サービスの施策の展開

I いつまでも元気で生活していけるしくみづくり

I-1 健康づくりの推進

1. 健康づくりの推進

(1) 健康増進事業の推進

生活習慣病の予防と健康の保持・増進のために、コミュニティ運営協議会等と連携し、あらゆる機会を踏まえて、心と体に関する相談及び病態別等の健康教室や健康講座を実施しています。

【方針】

コミュニティ運営協議会等と連携し、生活習慣病の予防と健康の保持・増進のために事業を継続します。

(2) 健康づくり住民組織育成への支援

定期的な役員会等の開催の中で、玖珠町の現状や健康課題を共有するとともに、様々な住民ニーズをくみ取り、住民の力を中心に地域の課題を解決していけるよう愛育健康づくり推進協議会、食生活改善推進協議会、母子保健推進協議会等の住民組織支援を行います。

【方針】

感染症対策を実施し、健康づくり事業の展開と住民組織育成支援を図ります。

2. 健康づくり推進体制の確立（早期発見、早期治療）

(1) 健康教育

生活習慣病の予防と健康の保持・増進のために、生活習慣病予防教室や働き世代向けの健康教室を実施します。

【方針】

「童話の里“くす”健康21計画」における取組を推進し、生活習慣病予防教室や働き世代向けの健康教室の事業を継続します。

(2) 健康相談

心身の健康に関する個別の悩み相談に応じ、本人の訴えを傾聴しながら必要な指導及び助言を行い、生活習慣の見直しや改善に役立てられるよう健康相談を実施します。

個別対応に加え、各自治区での健康教室や他の事業と併用し、あらゆる機会を活用して健康相談を行います。

【方針】

関係各課と連携を行い、あらゆる機会を活用して健康相談を行います。

(3) 訪問指導

健康の保持・増進及び疾病予防のための保健指導が必要と認められる人及びその家族に対して、保健師等（管理栄養士等）が訪問し、健康に関する問題を総合的に把握して必要な指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図ります。

【方針】

生活状況などにより、専門的な支援が必要となるケースについては、庁内での検討会や関係機関との連携による対応を検討します。

(4) 特定健康診査・がん検診及び特定保健指導

特定健康診査の結果をもとに、保健師や医療機関の連携による保健指導を行うことで、自らの健康状態を自覚し、生活習慣を振り返り、具体的な栄養・運動等の生活習慣の改善目標を立て、その行動目標について継続的な取組を維持することができるよう支援します。

【方針】

未受診者対策として関係部署と連携した受診勧奨通知や医療機関での健診受診ポスター・チラシの掲示等対策の強化を図ります。

■目標指数

指標	単位	本計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定健康診査受診率	%	45	45	50
特定保健指導実施率	%	50	50	55

(5) その他の事業

事業名	目的・内容
健康福祉フェスタ	子どもから高齢者まであらゆる世代を通して健康、介護、子育て、食育等について、様々な体験を通じて学ぶ機会を提供します。 令和5年度においては、「われら現役大会」と「健康づくり推進大会」を一体的に「健康福祉フェスタ」として開催しました。
はつらつ健康教室	各地区コミュニティで、地域の実情や要望に応じて健康講話や運動の実践を行います。
各地区での健康教室 (老人クラブ・いきいきサロン含む)	健康づくり推進委員等を通じて自治区ごとに健康教室を開催します。要望に応じて、健康講話・健康相談や栄養教室等を実施し、未実施自治区への声かけを積極的に行います。

【方針】

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により参加者の減少がありましたが、今後も感染対策を講じて各事業を実施します。

■目標指標

指標	単位	本計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康福祉フェスタ	人	250	250	250
はつらつ健康教室	人	250	270	290
各地区での健康教室	回	35	35	35
	人	420	420	420

I - 2 介護予防の推進

1. 地域支援事業の展開

(1) 介護予防・生活支援サービス

介護予防・生活支援サービスは、訪問及び通所サービスで予防相当給付と専門職が短期集中で行う短期集中サービス C の 2 種類を実施しています。短期集中サービス C の実施事業所の支援や住民への普及啓発に取り組み、地域ケア会議や短期集中リハビリ教室のカンファレンスでサービス提供の評価を行います。

【方針】

他事業と連携し短期集中サービス C を中心とした介護予防事業の充実強化を図ります。総合事業の評価、見直しを毎年行い、地域の実情に応じた総合事業を展開していきます。

(2) 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防及び日常生活支援を目的として、アセスメント、目標設定とケアプラン作成、担当者会議、事業実施、モニタリング、評価という一連の流れで、対象者の自立支援に向けたケアマネジメントを実施します。

地域ケア会議やカンファレンスを活用し、通いの場を含む短期集中サービス C 終了後のつなぎ先を検討するしくみが構築できています。

【方針】

利用者の生活のしづらさの工程分析や、課題の見極めを行い、より具体的な予防プランとなるように努めます。

(3) 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等で何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動へつなげる事業です。

地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等と連携し、必要なサービスや週 1 元気アップ体操教室などへつなぐための地域包括ケアシステム推進会議を毎月開催しています。

【方針】

他事業や地域包括支援センターと連携して、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業で健康状態不明者を把握し、必要な方には医療や介護予防サービスにつなぐように努めます。

(4) 介護予防普及啓発事業

住民が自ら積極的に通いの場に参加する等、介護予防活動への参加を促進する普及啓発や、通いの場における健康チェック、運動・口腔体操などを実施します。

【方針】

広報などでの周知の充実を図り、地域の多様な主体と連携して介護予防を進める体制の強化に努めます。

■目標指標

指標	単位	本計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防普及啓発講演会	回	2	2	2

(5) 地域介護予防活動支援事業

介護予防活動の地域展開をめざして、住民主体の通いの場等の活動を支援する地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等と連携し、住民主体の通いの場や週1元気アップ体操教室等の自主的な活動の支援をします。また、介護予防に役立つ多様な地域活動組織の育成などを実施します。

【方針】

玖珠郡医師会や玖珠町社会福祉協議会、地域包括支援センター、関係機関等のネットワークの強化を行い、町民が主体的に介護予防に取り組めるよう支援を行います。現役世代の生活習慣病対策と介護予防について連携した取組体制を強化します。

(6) 一般介護予防事業評価事業

事業評価については、玖珠町介護保険運営協議会や地域包括支援センター運営協議会、玖珠町地域密着型サービス運営協議会を毎年開催し、検討を行い、次年度の事業計画につなげています。他機関と連携を図りながら、通いの場の参加者の健康状態を把握する体制を整えていきます。

【方針】

各種運営協議会等で事業の評価・検討を行い、保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるために、評価をもとに改善していく体制づくりに努めます。

(7) 地域リハビリテーション活動支援事業

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業との連携を図り、地域における介護予防の取組を強化するため、住民主体の通いの場等へ、専門職の派遣を実施し、介護予防の普及啓発を図っています。

【方針】

住民主体の通いの場等への専門職の派遣のための体制を整備し、専門職向け研修会や意見交換を図り、住民の介護予防に努めます。

2. 多様な予防的事業

(1) 転倒予防・普及啓発

生活支援コーディネーターの支援により「週1元気アップ体操教室」が増加しています。歩いて通える住民主体の通いの場が増加することで、運動機能の維持や転倒・介護予防につながることが期待できます。

【方針】

住民主体の「週1元気アップ体操教室」を拡充し、身体機能の向上並びに健康増進を図り介護予防に努めます。

(2) 住宅改造助成事業

大分県在宅高齢者住宅改造助成事業費補助金を財源の一部とし、在宅高齢者の住宅改造にかかる経費を助成することで転倒などを防ぐとともに、介護者の負担軽減を図っています。

第8期介護保険事業計画よりも件数が増え、自立した生活が送れるような住宅設備の改造に寄与することができています。

【方針】

介護保険の住宅改修事業と併せて、住み慣れた住居で、できるだけ自立した生活を過ごせるよう、住宅設備の改造にかかる経費の助成を継続します。

■目標指標

指標	単位	本計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者住宅改造助成事業	件	2	2	2
	円	500,000	500,000	500,000

(3) はり・きゅう・あんま施術料助成

腰や肩、膝などの痛みから行動が制限されることで運動量が減少し、筋力の低下を招きます。これを予防するために筋力回復を目的とし、はり・きゅう・あんま施術料を助成します。

【方針】

高齢者の健康保持、高齢者福祉の増進を目的に、はり・きゅう・あんま施術料を助成します。

3. 認知症への備え

(1) 認知症の啓発

認知症についての正しい知識を身につけ、早期から予防に取り組むことができるよう、啓発・広報活動を行います。認知症予防講演会を実施し、求めに応じて講話なども認知症地域支援推進員が対応しています。

【方針】

講座や教室の周知をホームページや広報誌を活用して、認知症についての理解を深めるよう普及啓発に努めます。認知症高齢者見守り SOS ネットワーク連絡会等と連携し、認知症予防に関する講演会を毎年開催します。開催場所や日時については工夫を行い、参加者の増員を図ります。

(2) 認知症予防教室

住民の認知症予防への関心を高めるために、定期的に行われているオレンジカフェ等で認知症ワンポイント講座を開催しています。

【方針】

住民の認知症予防への関心を高め、理解を深めてもらえるよう、引き続き専門医等を招き講演会を行います。また、オレンジカフェ等において、認知症予防ワンポイント講座を継続して開催します。

■目標指標

指標	単位	本計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症予防ワンポイント講座	回	12	12	12
	人	150	150	150

4. 閉じこもり解消

(1) 外出支援サービスの充実

人との交流を促し、体力の低下や認知症予防につなげるため、バス、タクシーを利用する際の料金の一部を助成することで、高齢者の外出を促進します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、電話や電子申請による受付方法も拡充し、利便性の向上を図り、令和5年度からは遠隔地の対象者に対する助成額を増額するなど、必要に応じた見直しを適宜実施しています。

【方針】

高齢者の外出機会の拡大と社会参加及び健康増進を図れるよう、バス・タクシー券の支給（利用条件を満たす高齢者に限る）を継続して行っています。また、サービス内容の検証も行い、必要に応じて検討していきます。

■目標指標

指標	単位	本計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
外出支援サービス交付率	%	62	65	68
外出支援サービス利用率	%	65	65	65

(2) ふれあい福祉バスの充実

移動に制約のある高齢者や運転免許証を返納した高齢者が、移動手段の確保や公益施設へのアクセス性が維持できるよう利用者の声を反映させ、停留所の新規設置や路線の変更など、利便性の向上を図っています。

【方針】

令和5年度に策定した玖珠町地域公共交通計画に基づき、利用者の利便性の向上に努めます。

(3) 住民主体の有償サービスの充実

住民同士の助け合いの中での外出や、住民主体の有償サービス（暮らしのサポートセンター）による外出の支援が行われています。

【方針】

住民主体の有償サービス（暮らしのサポートセンター）による外出の支援の充実を図ります。

Ⅱ 高齢者が自分らしく生活できるしくみづくり

Ⅱ－１ 地域での支え合い

１．地域とつながる（コミュニティ・まちづくり）

（１）自主防犯パトロール活動

コミュニティ組織による学校の登下校時の見守りが森地区（毎月第２、第３、第４水曜日）、玖珠地区、北山田地区、八幡地区（毎月第１、第３水曜日）で行われ、地域の安全確保について地域住民が積極的に関わることで、地域のつながりの強化と活性化に貢献しています。

■活動内容

子ども見守り活動	コミュニティ組織による月２～４回の登下校時の見守りを実施するほか、登下校時は数名の人が街頭指導を実施しています。
青少年の非行防止活動	青少年健全育成協議会等によるイベント時の夜間パトロールや夜間定例パトロールを実施しています。

【方針】

各コミュニティの独自活動として事業を継続していきます。

（２）いきいきサロン、はつらつ健康教室の開催支援

いきいきサロンのリーダーを対象にフレイル予防について普及啓発を行い、継続した活動ができるよう支援を行います。

【方針】

住民主体の継続したサロン活動が行えるよう、ボランティアの育成やサロンリーダー研修等を開催し、サロン継続のための支援を強化します。

（３）運営組織との協働

行政主導ではなく、各地区コミュニティ運営協議会や地域住民により、多世代交流事業や行事を開催しています。

また、各地区単位で有償ボランティア組織「暮らしのサポートセンター」の運営も行っています。

【方針】

高齢者が積極的に活動へ参加し、多世代交流を深めながら地域自治（コミュニティ）活動に関わっていけるよう支援します。

Ⅱ－２ 地域の安心・安全

１．地域で安心・安全な暮らしができる

（１）防犯意識の向上

防犯に関する講習会の開催や街頭指導などを実施し、住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、高齢者などを狙う悪質商法や特殊詐欺等の犯罪被害を未然に防ぐことを目的に、特殊詐欺等防止機能付き電話機の補助事業についての啓発を行います。

【方針】

玖珠郡防犯協会としての講習会の開催や街頭指導などの活動を継続し、高齢者などを狙う特殊詐欺防止に向け啓発活動を継続します。

（２）人権教育・啓発の充実

高齢者が地域で尊厳を持って生活できる環境をつくり、高齢者の人権に対する理解を深めるため、広く住民の教育・啓発に努めます。

特に、広報誌や隣保館で行われる交流事業（文化教室）の際には、15分間の人権ワークショップ講座を行い、「高齢者の尊厳の保持」を妨げる高齢者虐待の防止や権利擁護など、高齢者の人権をはじめ、様々な人権課題についての啓発を行います。

【方針】

人権教育の一環として、「高齢者の尊厳の保持」を妨げる高齢者虐待の防止や権利擁護など、高齢者の人権に対する理解と教育を広く住民に啓発します。

２．災害時にも安心できる

（１）災害時における高齢者の避難体制の確立

災害時における高齢者の避難体制を確立するために、高齢者福祉施設における避難訓練や防災訓練の実施及び啓発活動を充実させていきます。

【方針】

各地区コミュニティや防災士会等と連携し、県や県社会福祉協議会が実施している高齢者施設における「高齢者福祉施設等の避難訓練支援事業」の活用を行います。

(2) 福祉避難所の開設

福祉避難所は、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする人で、要支援者を対象とします。

災害時要支援者個別避難計画の情報をもとに、対象者数や現況を把握し、必要に応じて福祉避難所の開設を行います。

【方針】

災害時要支援者個別避難計画の策定・更新に伴い、福祉避難所への避難が必要な要支援者への対応を事前に協議・検討します。

(3) 災害時等地域で支え合う環境整備

日頃からの災害に対する備えや災害発生時に自発的な災害活動が行えるよう、4地区防災士会・玖珠郡災害ボランティアネットワーク協議会等が主催する訓練の支援、避難所運営に係る防災士会の協力体制を整備しています。

【方針】

住民主体の訓練等の取組の支援や、防災士、民生委員、福祉部局、防災部局と連携し、避難所運営体制の強化（運営マニュアルの整備も含めて）を図り、1人で避難できない方への避難支援について、引き続き個別避難計画の策定作業を行います。

(4) 防災意識の高揚

町の広報やホームページなどを通じ、防災対策及び災害時における避難場所等の周知や防災マップの配布を行い、防災対策及び防災意識の高揚を図ります。

【方針】

『広報くす』やホームページを活用した周知を継続していきます。また、玖珠町アプリ『りんくす』の活用も行います。

Ⅱ－３ 生きがいづくり・仲間づくり

1. 役割がある

(1) ボランティアの育成支援

① 既存のボランティア活動

玖珠町社会福祉協議会や地域包括支援センター等と連携してボランティアを育成し、活躍できるしくみづくりを整えます。

【方針】

地域で活動する NPO 法人やボランティア、自治会、民生委員など、多様な関係団体や関係者と協力していくことが必要であるため、ネットワーク構築に取り組んでいきます。

② 幼児・学校教育の場での活動

ゲストティーチャーなどボランティアの学校行事への支援活動により、子どもから高齢者までいろいろな世代の人が交流できる機会となります。お互いの学び合いから、高齢者の経験と知識を生かした世代間交流の場を促進します。

【方針】

地域に開かれた学校づくりを推進し、いろいろな世代の人の交流の場となり、参加しやすい体制づくりに取り組みます。

③ 次世代育成支援事業の場での活動

子どもの成長と子育てを地域社会全体で支えていくため、地域子ども教室（子どもの居場所づくり事業）を行っています。子どもの居場所づくりに地域ボランティアとして活動を行い、高齢者の持つ知識・技術等を生かすしくみをつくり、活動や世代間の交流の場を広げます。

■事業内容

子どもの居場所づくり事業	地域における子どもの居場所づくりに参画します。
食育推進事業（子ども料理教室）	子ども料理教室などを通して、食育推進事業に参画します。
わらべサークル協議会の事業	新春子どもまつり・わらべサークルフェスティバル等、子どもを対象とした事業に参画します。

【方針】

引き続き、各コミュニティを中心に交流や学習の場を提供して高齢者の社会参加を促し、楽しみや生きがいのある生活が送れるよう支援を行います。

④ 新規ボランティアの創設・育成

ボランティアの育成と活躍できるしくみづくりを図り、4地区中、3地区において「暮らしのサポートセンター」を設置し、高齢者の生活支援を行っています。

【方針】

生活支援コーディネーターと連携し、高齢者の生活支援の体制整備の充実に努めます。4地区目の発足に向け、働きかけを行います。

2. 趣味・学習の場がある

(1) 高齢者の各種講座の拡充

社会教育関連機関と連携して、高齢者を含む住民を対象とした生涯学習に関する情報を提供しています。現在、玖珠町では、森大学、福寿学級、寿大学、八幡大学で高齢者向けの学習の場を提供しています。

【方針】

各コミュニティを中心に交流や学習の場と機会を提供して高齢者の社会参加を促し、楽しみや生きがいのある生活が送れるよう支援を行います。

(2) スポーツ・文化活動への参加促進

高齢者がそれぞれの生活スタイルに合わせたスポーツや文化活動に取り組める環境づくりは、身体的、精神的な健康を保ち、いきいきとした生活を続けるために欠かせないものです。

令和3年から『ねんりんピック』が再開され、各種競技に参加する高齢者への支援を行っています。

【方針】

学習活動やスポーツに積極的に取り組むことができるよう、多種多様なニーズを把握して情報提供や参加しやすい事業を行っています。

■目標指標

指標	単位	本計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ねんりんピック参加者数	人	65	70	75

3. 交流の場がある・仲間がいる

(1) いきいきサロン・週1元気アップ体操教室の普及

利用者が気軽に無理なく参加できる週1元気アップ体操、脳活性化のための作品づくり等を通じて、閉じこもりの防止と介護予防に努めています。

【方針】

閉じこもり防止や介護予防を目的に地域のボランティアへの支援を行い、住民主体によるいきいきサロン・週1元気アップ体操教室の普及を推進します。また、必要に応じて通いの場の創設と継続支援をしていきます。

■目標指標

指標		単位	本計画値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
いきいきサロン	サロン数	か所	86	87	88
	人数	人	1,195	1,215	1,235
週1元気アップ体操教室	教室数	か所	56	57	58

(2) いきいき元気教室・男性ふれあい広場の継続

利用者が気軽に無理なく参加できる「めじろん元気アップ体操」の普及を行い、閉じこもりの防止と介護予防に努めています。閉じこもりがちな男性の交流の場として、男性ふれあい広場を継続して開催します。

■目標指標

【方針】

要介護状態となることを予防できるよう、教室の運営方法等を見直し、より効果的な事業にしていきます。

■目標指標

指標	単位	本計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
いきいき元気教室	回	83	83	83
男性ふれあい広場	人	69	70	71

(3) 老人クラブの活性化

老人クラブはおおむね 60 歳以上の高齢者を対象に、地域における仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする活動を行うとともに、その知識や経験を生かして地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組むことにより、明るい長寿社会づくりや保健福祉の向上に努めることを目的とする団体です。

【方針】

コロナ禍で、活動ができない時期が続き、会員数の減少もみられましたが、状況が落ち着き、積極的な活動実績が増えています。今後も高齢者が支え合う友愛活動の推進、地域における仲間づくりを通しての生きがいと健康づくり、いきいきと生活できる地域共生社会の実現に向けて取り組みます。

(4) 各種ボランティア活動への参加

高齢者が、地域に不足しているサービスの担い手として活躍できるしくみづくりを進めていきます。シルバー人材センターや暮らしのサポートセンターと役割を分担しながら、生活の困りごとに対応ができるボランティアの育成を行います。

【方針】

4 地区に配置した生活支援コーディネーターを中心に、各種ボランティアの組織化とボランティア活動のしやすいしくみづくりを推進します。

4. 活動・生産の場がある

(1) シルバー人材センターの活用

高齢者が生きがいを持って元気に暮らすためには、その知識や経験、技能を生かして就業することが有効です。まだ働く意欲のある高齢者に、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な仕事を提供します。

【方針】

高齢者が生きがいを持って充実した生活を送れるよう、長年培ってきた自らの技能や知識・経験を生かして、地域社会を支える担い手として活躍・貢献する場を提供していきます。

(2) 農業と福祉の連携

農業と福祉の連携を行い、高齢者の「生きがい」、「やりがい」につながる場所づくりを支援します。

【方針】

農業活動には、農産物の生産により対価を得ながら生活していくための「農業」と、生活収入を得ることを目的とした農業ではなく、趣味や生きがいづくりのために行う「農業」があります。

生産物の対価を得ることも大事なことです。それとは別に家庭菜園、又は農業法人等の雇用による農作業や農産物の加工を通じて、体を動かし、年齢を問わず地域の方や周囲の人と話をすることで「居場所」、「役割」、「体力」が生まれ、「生きがい」、「やりがい」につながると考えています。今後も農福連携による、農業を通じた生きがいづくりを支援していきます。

Ⅲ 安心して生活できる地域づくり

Ⅲ－１ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて

1. 地域包括支援センターの機能強化

(1) 地域包括支援センター事業の充実

地域包括ケアシステムの強化・充実のため、関係機関等と地域包括ケアシステム推進会議を開催し、情報の共有等を行っています。

【方針】

関係機関と地域包括ケアシステム推進会議を行い、地域ケア会議で出された複数の個別事例から地域課題を明らかにし、政策形成へつなげます。

(2) 包括的かつ継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者が多様な生活課題に直面する中、その人らしい生活続けるために、本人や家族が必要な資源を適切に活用できるよう包括的かつ継続的な支援を行います。この取組において、介護支援専門員（ケアマネジャー）などが中心となり、地域包括支援センターが直接的に介護支援専門員（ケアマネジャー）を支援するとともに、包括的かつ継続的なケアマネジメントの実践と体制づくりを支援します。

【方針】

地域包括支援センターが主導し、地域ケア会議を通じて多職種の間を深め、連帯意識を醸成し、目的や方向性を共有する一方で、介護支援専門員（ケアマネジャー）等のサポートが必要な困難ケースでは、関係職種・機関をつなぐなどの体制整備を行い、高齢者が地域の様々な社会資源を包括的かつ継続的に活用し、途切れることなく住み慣れた地域での生活を支援します。

2. 自立支援・重度化防止に向けたサービス等提供体制の整備

高齢者の37.8%が生活不活発による心身の機能低下に至ることから、自立支援・重度化防止のため、ケアマネジメントと適切なサービス提供の強化が必要です。

生活不活発病の早期発見と「短期集中予防サービス」の活用を通じて、心身の機能を保ちつつ、地域における生活を維持できるようサービス提供の充実と強化に努めています。

■目標指標

指標	単位	本計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期集中予防サービス利用者数	人	80	100	120

【方針】

自立支援型サービスの提供機関の充実や、適切なサービスを提供するための体制構築に注力します。短期集中予防サービス提供機関では、安全かつ介護予防に効果的なサービスの提供と、多職種による運動・栄養・口腔ケアの充実を促進します。総合相談の拡充や住民への介護予防の意識向上、短期集中予防サービスの周知を強化し、高齢者の生活不活発や機能低下を早期に発見し、サービスへの適切な導線を確保します。

3. 医療・介護の連携推進

高齢者の医療と介護の両面にわたる需要増加に備え、住み慣れた地域で終末期まで自分らしい生活を実現するため、包括的で継続的な在宅医療と介護を実現する協働と連携が必要です。地域ごとに設定された目標をもとに、PDCA サイクルを重視した切れ目のない在宅医療と介護の構築に取り組み、入退院時の情報共有やACPの周知を広く行い、在宅医療の4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）における連携体制の確立に努めています。

【方針】

PDCA サイクルを活用した在宅医療・介護連携推進事業では、実態把握や課題分析を行いつつ、関係者の理解を深めるための多職種協働・連携やICTを活用した情報ネットワークの構築を図ります。地域住民への普及啓発活動も強化し、患者や家族、地域の理解を得つつ、在宅医療・介護の4つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）での円滑な連携体制を確立していきます。

ACP（アドバンス・ケア・プランニング）：

ACPは「人生会議」とも呼ばれ、人生の最終段階で受ける医療やケアなどについて事前に考え、本人と家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のことです。

4. 地域共生社会に向けた取組推進

少子高齢化、核家族化、価値観の多様化といった変化が進む中で、現在の制度だけでは解決できない様々な課題が複合化してきており、地域の重点課題を共通の課題として捉えながら、地域共生社会の実現に向けた重層的な支援体制の構築を進めていく必要があります。

そのため、町全体を担当する第1層生活支援コーディネーター、地区を担当する第2層生活支援コーディネーターをそれぞれ配置し、第1層生活支援コーディネーターは、町全域への生活支援サービスの開発・普及や基礎整備を推進する役割を担います。

第2層生活支援コーディネーターは、日常生活圏域において生活支援サービスの立ち上げ支援、団体間の連携協働を促進する役割を担い活動しています。

【方針】

地域ケア会議の充実・強化により、関係者間の地域課題の共有、資源開発・政策形成等、地域ケア会議に求められる機能が十分に発揮されるため、必要に応じて新たなサービス創出を検討していきます。

5. 地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進め、地域包括ケアシステムを推進していくための手法です。

本町でも孤立、貧困、精神障がい等、地域において介護保険制度では支え切れない事例が増えている背景があり、専門職種協働による個別事例の検討等を行い、地域で支えるネットワークを強化し、地域課題の把握から地域資源の開発や政策形成に結び付けるため「地域ケア会議」を開催します。

【方針】

新たな政策の形成・サービスの創出につながるよう研修等により資質向上を図り、地域包括ケアシステムネットワーク構築の連携強化のため地域包括ケアシステム推進会議を実施します。

また、個別事例や地域課題の検討を通じて、課題の共有と必要な事業の施策化を図ることに努めます。

Ⅲ－２ 認知症施策の充実

１．認知症への理解の増進と地域づくりの推進

認知症の人の意思が尊重され、認知症の人が自分らしく生活することができる地域をめざすとともに、早期発見・早期対応につなげられるよう、認知症についての正しい知識や理解を幅広く普及啓発するとともに、相談窓口についても周知しています。

【方針】

- ①認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守るため、小・中・高等学校・職域・通いの場等で、認知症サポーター養成講座を開催します。また、ステップアップ講座を開催し、ボランティアとして自主的な活躍ができるよう推進します。
- ②本人ミーティング等を通じて、本人の思いを大切にし、認知症の人の視点で施策の企画・立案や評価に反映できるよう努めます。
- ③認知症の人と関わる機会が多いことが想定される小売業・金融機関・公共交通関係等向けの認知症サポーター養成講座の機会拡大を図ります。普及啓発活動に取り組み、オレンジカンパニー登録団体が増加するよう働きかけます。
- ④認知症カフェ等を拠点として、認知症の人や家族への支援と、認知症サポーターをつなぐしくみであるチームオレンジの構築を推進します。
- ⑤世界アルツハイマーデー及び月間の機会を捉えて、認知症に関する普及・啓発イベントを開催します。

■目標指標

指標	単位	本計画値		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
認知症サポーター ステップアップ講座	回	3	3	3
オレンジカフェボランティア	人	55	65	70
オレンジカンパニー登録数	団体	12	13	14
本人ミーティング	回	12	12	12

2. サービス提供体制の整備

地域で認知症の知識の普及と予防の取組を展開し、認知症の状態に応じた適切なサービスの流れ（認知症ケアパス）を効果的に活用するとともに、認知症の方の早期発見・早期対応のために、地域の実情に応じて医療機関や介護サービス事業所等地域の支援機関等につなげられるよう連携に努めています。

【方針】

通いの場における認知症予防プログラムを活用し、健康教室、健康相談等による住民主体の認知症予防に取り組み、認知症ケアパスの効果的な活用方法について情報共有し、適宜見直しを行うことを推進します。

また、医療・介護従事者等を対象とした認知症予防や認知症対応力向上研修会を開催し、認知症機能の低下を抑制する取組や対応力向上への取組を推進します。

3. 相談体制の整備

地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐ連携支援の実施と、認知症の人やその家族を支援する相談業務を行う「認知症地域支援推進員」の配置により継続的な支援を行います。

【方針】

認知症地域支援推進員の配置を継続し、活動に対する支援を継続的に行い、認知症の人や家族に対する相談支援の実施及び支援体制の構築を図ります。

また、オレンジカフェを活用して認知症の介護者が思いを語れる場を設定し、介護者等の思いの共有を図り、気持ちのよりどころとなるよう支援します。認知症の診断を受けた本人やその家族に対し、本人ミーティングを活用し、今後の生活に安心感を与える認知症ピアサポーターの活動を支援します。

4. 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者の安全確認や行方不明高齢者を地域で早期に発見し、保護するための「SOS ネットワーク」を充実させ、ネットワークを活用した協力体制を強化します。

【方針】

地域における高齢者安心見守りネットワークをより充実させることにより、関係機関が連携して高齢者を支える地域づくりを推進します。

Ⅲ－３ 生活支援の充実

１．相談できる

（１）地域包括支援センターにおける相談窓口

地域包括支援センターでは、総合相談支援事業、権利擁護事業を行っています。

高齢者の方々に対するワンストップサービス窓口として、事務所で待つのみでなく、いきいきサロンに出向く等の地域でのアウトリーチも積極的に行い、定期的な連絡会を持つことで、情報の共有、支援連携に努めています。

【方針】

地域包括支援センターの介護支援専門員（ケアマネジャー）が中心となり、関係機関のネットワークを生かしながら、総合相談や支援を通じて、横断的・多面的な相談援助を行います。また、保健師等がいきいきサロンに出向き高齢者の方々と交流し、身近な相談窓口と感じられるよう活動を継続します。

（２）民生委員、自治委員、健康づくり推進委員の役割

各自治区の相談機能を強化するため、自治委員が福祉委員を担っています。また、社会福祉協議会を中心に地域における課題に対して円滑な対応ができるように、関係機関を含めた連携体制のしくみづくりについて、民生委員や自治委員との意見交換を行い、情報共有を図っています。

さらに、地域福祉活動計画策定に向けての地区別協議の際には、自治委員、民生委員、健康づくり推進委員等が一堂に会して地域課題について議論するなど連携に向けた取組を続けています。

【方針】

地域共生社会実現に向けた意識醸成を図る取組を継続します。

２．安心して介護サービスを利用できる

（１）相談・苦情への対応

福祉保険課及び地域包括支援センターに、相談・苦情窓口を設置して対応します。

窓口で対応する職員には積極的な研修参加を促し、窓口対応力向上を図り、相談・苦情が生じた際は各関係機関と協働して対応しています。

【方針】

介護保険サービスの向上を図るため、研修会の開催や積極的な参加を促し、窓口対応能力を向上していきます。

(2) 介護職員の質の確保

サービスの構築を推進するとともに、介護支援専門員（ケアマネジャー）への研修を企画し、医療従事者、介護サービス事業所職員向けの認知症介護研修を実施します。

また、サービス提供を担う介護人材の確保に向け、国や県と連携して介護の仕事の魅力の向上、多様な人材の確保・育成、生産性の向上に取り組んでいます。

【方針】

今後も居宅介護支援事業所連絡会と連携し、必要な研修を継続していきます。

また、介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上や高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援を行うため、地域ケア会議を定期的開催します。

(3) 高齢者の住まい確保に係る県との連携強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、住環境の整備が求められる中、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅での質の確保と、適切なサービス基盤の整備に取り組みます。そのため、必要に応じて県との連携を行っています。

【方針】

引き続き、大分県との連携強化を図り、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の質の確保と適切なサービス基盤の整備に取り組みます。

3. 介護事業者及び介護者への支援

(1) 介護職人材確保

全国的にも介護の現場における人材の供給量は足りておらず、玖珠町にとっても、介護事業者等における人材確保は大きな課題であり、必要不可欠な取組です。このため、県の施策による魅力ある労働環境づくりの情報提供や、町独自で介護職員初任者研修資格取得に伴う経費の助成を行っています。

【方針】

介護事業者等における人材確保のため、資格取得にかかる経費の助成を継続し、介護事業所等へは、経費助成について広く周知を行っています。また、保険者である本町と九重町、両町のサービス事業者で構成する「玖珠郡介護保険サービス連絡会議」において、人材不足対策を検討し、郡内で介護職員初任者研修の実施など、具体的な策を講じていきます。さらに、良質な介護サービスの効率的な提供に向け、働きやすい職場づくりや人材の確保について対策を検討していきます。

(2) 介護離職ゼロへ向けた取組

国の掲げる介護離職ゼロへ向けての取組（介護サービスが利用できずに、やむを得ず離職する人をなくすとともに、特養入所が必要であるにもかかわらず自宅待機する高齢者を解消する）に沿い、実情に応じた高齢者本人及びその家族への支援を推進します。

【方針】

専門職・関係機関と連携してケアマネジメントを適切に行い、ショートステイの活用などにより、可能な限り住み慣れた地域での在宅介護の継続を推進する方向で、地域資源の有効利用を検討します。

(3) 介護給付適正化事業の取組

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足ないサービスを適切に提供できるよう介護給付の適正化に努めます。適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な制度としていきます。

【方針】

国の指針が示す主要5事業のうち「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」の3つを重点項目に掲げ、介護給付費の適正化に努めます。

大分県と連携して、ケアプラン点検アドバイザー派遣事業を活用し、居宅事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）とともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践の取組を図ります。

また、大分県国民健康保険団体連合会と連携して、介護給付適正化システムの効果的な活用を図り、医療情報との突合結果点検を継続します。

■目標指標

指標	単位	本計画値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所別ケアプラン点検 アドバイザー派遣	事業所	1	1	1
介護支援専門員（ケアマネジャー） ケアプラン集団研修	回	1	1	1

4. 安心して暮らせる

(1) 緊急通報装置の貸与

緊急時の連絡手段の確保が困難な人が、急病など緊急な場合に緊急通報装置を通して、あらかじめ登録した近隣の地域住民や親戚のかけつけ依頼、消防署等に通報してくれるサービスを有した機器を設置しています。

○おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯

○ひとり暮らしの身体障がい者等

【方針】

令和 5 年度に緊急通報装置のシステムの入替えを行い、電話回線がない方でも携帯型の利用ができるようになっていきます。制度の周知等のための普及啓発も行います。また、高齢者の見守りについて、必要に応じてデジタル化も検討していきます。

(2) 地域福祉見守り体制の整備

町内の各種団体（ボランティア・老人クラブ・サロン等）による地域活動の充実を推進しています。また、各地区コミュニティでの地域支え合い会議や小地域における民生委員・自治委員との意見交換会の開催、支え合いマップづくり等を継続して支援します。

【方針】

今後も、社会福祉協議会と協働し、さらに高齢者が安心できる地域づくりをめざして、民生委員・自治委員・健康づくり推進委員等と協力し、体制整備に努めます。

(3) 権利擁護事業の理解と普及

高齢者が地域で安心して生活するためには、認知症などにより判断能力が低下した際に、本人の意思によらない契約や詐欺犯罪等の被害に遭わないような権利擁護のしくみが重要となります。そのため、成年後見制度の普及や啓発を推進するとともに、利用の促進に向けた支援に取り組み、利用しやすい環境づくりを整備します。

玖珠町では、令和 5 年度に権利擁護支援センターを設置（玖珠町社会福祉協議会委託）し、成年後見制度利用促進等を図る体制の構築を図っています。

【方針】

令和 5 年 7 月に権利擁護支援センターを設立しており、今後も成年後見制度の利用促進と各種調整を行っていきます。

(4) 家族介護（ケア）機能の向上

在宅で介護をしている家族に対して「家族介護用品支給事業（おむつ、尿とりパットの一部助成）」や「要介護者等介護手当支給事業」等の事業で支援を行っています。

【方針】

認知症高齢者を支える家族支援のために、当事者同士で話せる場の創設を図ります。
引き続き、「家族介護用品支給事業（おむつ、尿とりパットの一部助成）」や「要介護者等介護手当支給事業」等の事業で支援を行います。

(5) 災害や感染症対策

身体機能の低下等による影響から高齢者は、災害発生時に的確に行動することが困難であるため、災害の犠牲となる危険性が高くなります。また、新型コロナウイルス感染症など新興感染症が流行し、高齢者施設等でのクラスターの発生など重症化リスクの高い高齢者への感染拡大に対する備えが今後必要です。

地域での防災対策や見守り体制の整備を推進するとともに、介護事業所等と連携を図り、災害時の情報を共有し、支援体制を整備します。介護サービス等の提供や事業の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症に限らずあらゆる感染症等について、拡大防止策の周知や発生時に備えた平時からの準備に努めます。

【方針】

引き続き、感染症や食中毒などの発生時には、施設や地域の通いの場等に速やかに情報提供を行い、予防の普及啓発に努めます。

第8章 介護保険事業量の見込み

1. 個別サービスに関する実績と今後の見込み

(1) 居宅サービス

在宅での介護を中心としたサービスです。利用者は、介護支援専門員（ケアマネジャー）等と相談し、作成された居宅サービス計画に従ってサービスを利用します。

① 訪問介護（ホームヘルプ）

- 可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるように、居宅を訪問したホームヘルパーから、身体介護（食事・入浴・排泄などの介護）や生活援助（調理・洗濯・掃除などの援助）を受けるサービスです。

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	回／月	6,677.1	7,231.6	7,201.7	7,809.0	7,748.4	7,750.5
	人／月	170	173	161	161	161	161

② 介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

- 利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図ります。利用者の自宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行います。

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	回／月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人／月	0	0	0	0	0	0
介護給付	回／月	10	16	7	8.3	8.3	8.3
	人／月	3	4	3	3	3	3

③ 介護予防訪問看護・訪問看護

- 利用者の心身機能の維持回復を目的として、居宅を訪問した看護師等が利用者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	回／月	14.1	18.6	6.4	7.6	7.6	7.6
	人／月	4	5	4	4	4	4
介護給付	回／月	186.7	163.4	160.5	173.8	182.6	182.6
	人／月	31	29	28	28	28	28

④ 介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

- 通院などが困難な利用者が自立した生活を営むことができるように、利用者の心身機能の維持回復を目的として、理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法等の必要な機能回復訓練を行います。

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	回／月	110.8	108.8	136.1	134.0	141.5	141.5
	人／月	14	13	18	18	19	19
介護給付	回／月	384.4	359.6	337.6	330.1	330.1	341.1
	人／月	34	32	31	32	32	31

⑤ 介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

- 通院が困難な利用者の療養上の管理及び指導を行います。病院、診療所の医師、歯科医師、又は薬局の薬剤師などが自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、療養上の管理及び指導を行います。

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人／月	0.4	0.1	0	1	1	1
介護給付	人／月	24	36	42	44	43	43

⑥ 通所介護（デイサービス）

- 社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、利用者がデイサービスセンターなどに通い、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けるサービスです。

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	回／月	2,888	2,529	2,360	2,510.4	2,518.4	2,537.9
	人／月	237	215	214	214	215	216

⑦ 介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション（デイケア）

- 心身機能の維持を図るため、利用者が介護老人保健施設や病院などに通い、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などによるリハビリテーションの提供を受けるサービスです。

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人／月	76	73	76	77	78	78
介護給付	回／月	1,044.6	949.3	918.4	966.1	995.8	1,012.5
	人／月	143	132	127	126	130	131

※予防給付については、月単位の定額であるため利用回数は掲載していません。

⑧ 介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（ショートステイ）

- 利用者の心身機能の維持及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所し、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練の提供を受けるサービスです。

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	日／月	20.0	22.9	17.0	18.0	19.0	20.7
	人／月	3	3	1	1	1	2
介護給付	日／月	664.4	646.5	541.8	538.4	576.1	625.0
	人／月	51	51	57	57	57	57

⑨ 介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（老健・病院等・介護医療院）

- 療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、介護老人保健施設などに短期間入所し、医学的な管理のもとで食事・入浴・排泄などの介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活の援助を受けるサービスです。

■老健

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	日/月	1.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0.2	0	0	0	0	0
介護給付	日/月	63.3	43.3	48.2	48.2	48.2	48.2
	人/月	10	7	6	6	7	8

■病院等・介護医療院

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0
介護給付	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0

⑩ 介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

- 心身の機能が低下し、日常生活に支障のある利用者に、日常生活上の支援や機能訓練に役立つ福祉用具の貸出しを行い、日常生活上の支援をします。

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人/月	94	103	124	126	128	128
介護給付	人/月	271	292	278	275	273	272

⑪ 特定介護予防福祉用具購入費・特定福祉用具購入費

- 心身の機能が低下し、日常生活に支障のある利用者に、日常生活上の支援や機能訓練に役立つ福祉用具購入費用の一部を支給し、利用者や介護者の負担軽減を図ります。

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人／月	3	3	2	2	2	2
介護給付	人／月	4	4	6	6	6	6

⑫ 介護予防住宅改修費・住宅改修費

- 心身の機能が低下している高齢者の生活支援や、介護者の負担軽減を図るため、自宅の手すり取り付けや段差解消など、小規模な住宅改修を行った場合、住宅改修費の一部を支給します。

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人／月	3	3	3	3	3	3
介護給付	人／月	3	2	2	2	2	2

⑬ 介護予防特定施設入居者生活介護・特定施設入居者生活介護

- 自立した生活を営むことができるように、一定の要件を満たした有料老人ホーム、養護老人ホーム等に入居し、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助、機能訓練や療養上の援助を受けるサービスです。

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人／月	2	4	4	4	4	4
介護給付	人／月	23	50	55	55	55	55

⑭ 介護予防支援・居宅介護支援

- 可能な限り居宅において自立した生活を営むことができるように、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じて、介護支援専門員（ケアマネジャー）等が居宅（介護予防）サービス計画の作成や、居宅サービス事業者との連絡調整などを行います。

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人／月	143	151	163	164	167	166
介護給付	人／月	473	459	436	437	433	429

(2) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、住民の身近な生活圏内において提供される地域に密着したサービスです。原則として、町の被保険者のみが利用できるサービスです。

① 地域密着型通所介護

- 社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所などに通い、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けるサービスです。

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	回／月	3.2	6.9	0.0	6.0	6.0	6.0
	人／月	1	1	0	1	1	1

② 介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

- 認知症である利用者が、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、日帰りで食事・入浴・排泄などの介護や機能訓練を受けるサービスです。

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	回／月	2.2	3.3	0.0	2.1	2.1	2.1
	人／月	1	1	0	1	1	1
介護給付	回／月	216.4	206.8	178.2	206.6	215.4	215.4
	人／月	24	23	22	22	23	23

③ 介護予防認知症対応型共同生活介護・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

- 認知症である利用者が自立した日常生活を営むことができるように、5人から9人の利用者が共同で生活し、家庭的な環境の中で食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練の提供を受けるサービスです。

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	人／月	0	0	0	0	0	0
介護給付	人／月	22	22	24	24	24	24

④ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- 要介護者が自立した日常生活を営むことができるように、定員29名以下の特別養護老人ホームに入所し、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練の提供を受けるサービスです。

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	人／月	12	9	10	10	10	10

（3）施設サービス

① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- 常に介護が必要であり、居宅での生活を継続することが困難な要介護者が、自立した日常生活を営むことを目的として、特別養護老人ホームに入所し、食事・入浴・排泄などの介護、その他日常生活の援助や機能訓練、健康管理などの提供を受けるサービスです。

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	人／月	127	123	117	117	118	120

② 介護老人保健施設（老人保健施設）

- 病状が安定期にある要介護者が居宅での生活に復帰することを目的として、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、その他日常生活の援助を受けるサービスです。

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	人／月	94	89	82	82	82	82

③ 介護医療院（介護療養型医療施設）

- 病状が安定期にあるものの長期にわたる療養が必要な要介護者に対して、医療及び介護を一体的に提供するサービスです。従来、介護療養型医療施設としての提供がありましたが、令和5年度末までに介護医療院への移行が行われています。

■介護医療院

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	人／月	0	0	0	0	0	0

■介護療養型医療施設

		第8期計画実績			本計画見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	人／月	1	0	0			

2. 介護保険サービス事業費の推計

(1) 介護予防サービス給付費

(単位：千円)

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	426	426	426
介護予防訪問リハビリテーション	4,567	4,828	4,828
介護予防居宅療養管理指導	31	31	31
介護予防通所リハビリテーション	34,927	35,505	35,505
介護予防短期入所生活介護	1,182	1,250	1,362
介護予防短期入所療養介護	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	12,842	13,063	13,063
特定介護予防福祉用具購入費	801	801	801
介護予防住宅改修費	4,531	4,531	4,531
介護予防特定施設入居者生活介護	3,660	3,665	3,665
小計	62,967	64,100	64,212
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	220	220	220
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
小計	220	220	220
介護予防支援	9,055	9,233	9,178
合計	72,242	73,553	73,610

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

(2) 介護サービス給付費

(単位：千円)

サービス種類	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅サービス			
訪問介護	261,540	259,821	260,065
訪問入浴介護	1,414	1,415	1,415
訪問看護	12,375	13,173	13,173
訪問リハビリテーション	11,680	11,695	12,061
居宅療養管理指導	3,690	3,603	3,599
通所介護	231,540	231,865	233,878
通所リハビリテーション	104,368	107,640	110,674
短期入所生活介護	47,354	50,467	54,599
短期入所療養介護	5,981	5,988	5,988
福祉用具貸与	33,973	33,642	33,453
特定福祉用具購入費	2,696	2,696	2,696
住宅改修費	2,234	2,234	2,234
特定施設入居者生活介護	122,186	122,341	122,341
小計	841,031	846,580	856,176
地域密着型サービス			
地域密着型通所介護	664	665	665
認知症対応型通所介護	25,895	26,932	26,932
認知症対応型共同生活介護	77,863	77,962	77,962
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	33,641	33,684	33,684
小計	138,063	139,243	139,243
施設サービス			
介護老人福祉施設	367,530	371,394	377,545
介護老人保健施設	302,769	303,152	303,152
介護医療院	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0
小計	670,299	674,546	680,697
居宅介護支援	78,417	77,724	77,101
合計	1,727,810	1,738,093	1,753,217

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

3. 標準給付費

標準給付費の見込みは、総給付費の見込額と特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料の給付見込額から算出します。

(単位：円)

項 目		令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費		1,800,052,000	1,811,646,000	1,826,827,000
	介護予防給付費	72,242,000	73,553,000	73,610,000
	介護給付費	1,727,810,000	1,738,093,000	1,753,217,000
特定入所者介護サービス費等給付額		83,113,748	83,218,926	82,821,509
高額介護サービス費等給付額		61,446,817	61,533,650	61,239,793
高額医療合算介護サービス費等給付額		7,169,883	7,169,883	7,135,643
算定対象審査支払手数料		1,829,808	1,829,808	1,821,024
標準給付費見込額計		1,953,612,256	1,965,398,267	1,979,844,969
3年間合計		5,898,855,492		

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

4. 地域支援事業費

本計画期間における地域支援事業費の見込みは、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業及び任意事業費、社会保障充実分の事業総額の見込額から算出します。

(単位：円)

項 目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	35,915,811	38,256,875	35,915,811
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	46,498,802	46,498,802	46,498,802
包括的支援事業（社会保障充実分）	37,964,196	37,964,196	37,964,196
地域支援事業費見込額計	120,378,809	122,719,873	120,378,809
3年間合計	363,477,491		

第9章 第1号被保険者介護保険料の検討

1. 所得段階別保険料の算定

介護保険料の設定に当たっては、被保険者の負担能力に応じた、段階の設定が可能となっています。

玖珠町における本計画の保険料の段階設定については、13段階で設定します。本計画における基準額（第5段階の月額保険料）に対する割合を、所得段階別に以下のように設定します。

	所得段階別加入者数						基準額 に対する割合
所得段階	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		
第 1 段階	1,113 人	19.8%	1,104 人	19.8%	1,093 人	19.8%	0.455
第 2 段階	683 人	12.2%	677 人	12.2%	671 人	12.2%	0.685
第 3 段階	456 人	8.1%	452 人	8.1%	448 人	8.1%	0.69
第 4 段階	781 人	13.9%	774 人	13.9%	767 人	13.9%	0.90
第 5 段階	885 人	15.8%	877 人	15.8%	869 人	15.8%	1.00
第 6 段階	759 人	13.5%	753 人	13.5%	746 人	13.5%	1.20
第 7 段階	579 人	10.3%	574 人	10.3%	569 人	10.3%	1.30
第 8 段階	200 人	3.6%	199 人	3.6%	197 人	3.6%	1.50
第 9 段階	69 人	1.2%	68 人	1.2%	68 人	1.2%	1.70
第 10 段階	26 人	0.5%	26 人	0.5%	25 人	0.5%	1.90
第 11 段階	15 人	0.3%	14 人	0.3%	14 人	0.3%	2.1
第 12 段階	10 人	0.2%	9 人	0.2%	9 人	0.2%	2.3
第 13 段階	39 人	0.7%	39 人	0.7%	39 人	0.7%	2.4
第 1 号 被保険者数	5,615 人	100.0%	5,566 人	100.0%	5,515 人	100.0%	
3 年間合計	15,326 人（所得段階別加入割合補正後被保険者数）						

※所得段階別加入割合補正後被保険者数＝〔各所得段階の被保険者数の見込人数×

各所得段階の保険料の基準額に対する割合〕の全所得段階合計

2. 第1号被保険者保険料収納必要額

国が負担する割合は、総給付費の25%で、残りの25%を町と県とが12.5%ずつ負担します。また、国の負担額の25%のうち5%は、調整交付金として支払われますが、調整交付金は、所得が低い高齢者が多い市町村や後期高齢者が多い市町村には多めに支払われます。(その計算式の係数として、所得補正係数、後期高齢者補正係数が使われます。)

玖珠町の場合、計画策定時の調整交付金の割合は8.66%となり、多めに支払われます。さらに、玖珠町独自で急なサービス量の増加に対応するため、積み立ててきた基金より1億3,185万円を取り崩して、本計画の運用に充当することとします。

このほかにも、第1号被保険者の負担として地域支援事業費を収納する必要があります。

以上の計算を行うと、玖珠町の第1号被保険者の保険料収納必要額は、約10億8,880万円となります。

【第1号被保険者保険料収納必要額の推計】

標準給付見込額 A【3年間合計】	5,898,855,492 円
地域支援事業費 B【3年間合計】	363,477,491 円
└うち介護予防・日常生活支援総合事業費 B'	110,088,497 円
第1号被保険者負担分 $C = (A + B) \times 23\%$	1,440,336,586 円
調整交付金相当額 $D = (A + B') \times 5\%$	300,447,199 円
調整交付金見込額 $E = (A + B') \times 8.66\%$ ※) ※3年の平均	520,133,000 円
財政安定化基金償還金 F	0 円
準備基金取崩額 G	131,850,000 円
市町村特別給付費等 H	0 円
保険料収納必要額 $I = C + D - E + F - G + H$	1,088,800,786 円

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

3. 予定保険料収納率の見込み

予定保険料収納率とは、保険料として賦課する総額に対して、実際に収納される保険料の見込額の割合をいいます。これは、第1号保険料がすべて収納されるとは限らないため、収納されない分を見越して賦課総額に上乗せすることを目的としています。

玖珠町の試算では予定保険料収納率は、99.50%としています。

4. 保険料基準額の算定

前述の所得段階別保険料の算定による所得段階別加入割合補正後被保険者数（3年間合計）で3年間の保険料賦課総額を除し、保険料基準額（年額）を算出し、さらに12か月で除したものが月額保険料基準額になります。

以上の計算により、玖珠町の第9期介護保険事業における第1号被保険者の保険料基準額は、月額で5,950円となります。

予定保険料収納率 J	99.50 %
保険料賦課総額 K = I（保険料収納必要額）÷ J	1,094,272,146 円
所得段階別加入割合補正後被保険者数 L	15,326 人

$$\text{保険料基準額（月額）} = \text{保険料賦課総額（K）} \div \text{所得段階別加入割合補正後被保険者数（L）} \div 12 \text{ 円}$$

	第9期（令和6年度～令和8年度）
月額保険料基準額	5,950 円

※端数処理の関係で合計が合わない場合があります。

		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度	
高齢者数	65～74歳	2,351		2,232		2,143	
	75歳以上	3,313		3,387		3,423	
	総計	5,664		5,619		5,566	
		R 6 年度		R 7 年度		R 8 年度	
認定者数	種別	1号	2号	1号	2号	1号	2号
	要支援1	118	1	119	1	117	1
	要支援2	127	1	130	1	131	1
	要介護1	252	2	252	2	249	2
	要介護2	149	3	148	3	146	3
	要介護3	144	1	144	1	145	1
	要介護4	150	1	148	1	150	1
	要介護5	99	0	98	0	96	0
	総計	1,048人		1,048人		1,043人	

総給付費	R 6 年度	R 7 年度	R 8 年度
在宅サービス	892,403千円	899,448千円	908,478千円
居住系サービス	203,709千円	203,968千円	203,968千円
施設サービス	703,940千円	708,230千円	714,381千円
合計	1,800,052千円	1,811,646千円	1,826,827千円

その他の費用（3年間）			
特定入所者 介護サービス費等給付額 （資産等勘案調整後）	高額介護サービス費等 給付額	高額医療合算 介護サービス費等給付額	算定対象審査支払手数料
249,154千円	184,220千円	21,475千円	5,481千円

標準給付見込額
5,898,855千円

標準給付費見込額 （要支援・要介護に対する費用）	5,898,855千円
地域支援事業費	
介護予防・日常生活支援総合事業費	110,089千円
包括的支援事業及び任意事業費	139,496千円
包括的支援事業（社会保障充実分）	113,893千円
総費用額（A）	6,262,333千円

23%＝第1号被保険者負担割合	
第1号被保険者負担分相当額	1,440,337千円
（A×23%）	⊕
調整交付金相当額	300,447千円
	⊖
調整交付金見込額	520,133千円
	⊖
準備基金取崩額	131,850千円

保険料収納必要額	1,088,801千円
----------	-------------

所得段階別加入割合補正後被保険者数は3年間の合計	
保険料収納率	99.50%
所得段階別 加入割合補正後 被保険者数	15,326人
月	12か月
第8期保険料 基準額	5,950円

※端数処理のため合計が合わない場合があります。

第 10 章 計画の進捗管理

1. 各運営協議会の役割

地域包括支援センターの運営については、被保険者、サービスの事業者、学識経験者、地域の保健福祉活動団体等から構成された「玖珠町地域包括支援センター運営協議会」において協議し、適切な運営と公平・中立性の確保その他センターの円滑かつ効率的な推進を図ります。

同様に、「玖珠町介護保険運営協議会」や「玖珠町地域密着型サービス運営協議会」においても介護保険の円滑な運営を図るため、介護保険に関する施策、介護保険に関する実施状況の評価等について協議し、サービスの適正な運営の確保に努めます。

2. 連携体制の強化

(1) 地域住民との連携

高齢者の在宅生活を支えるためには介護保険サービスや各種保健福祉サービスだけでなく、地域住民の力が必要となります。

身近な見守り活動、話し相手や相談相手となること、また、日常の簡単な手助けができるよう各種ボランティア団体、社会福祉協議会、シルバー人材センター等に働きかけ、地域福祉活動の促進をめざします。

(2) サービス提供事業者との連携

介護保険サービスは、民間事業者が提供するものであることから、玖珠郡介護保険サービス連絡会議を開催し、民間事業者との情報交換を進め連携を強化し、サービス提供体制の充実に努めます。

また、地域包括支援センターにおける包括的・継続的マネジメント事業を通じて介護支援専門員（ケアマネジャー）への支援・指導を強化するなど、介護サービス事業者との連携を強化し、より良質で高齢者の安心・安全な生活を支えるサービスや介護予防効果が高いサービスが提供できる地域づくりを推進します。

(3) 庁内での連携

子育て健康支援課をはじめ、商工観光政策課、住民課、基地・防災対策課、社会教育課、教育政策課、人権確立・部落差別解消推進課、農林課、建設水道課、税務課などの庁内の関係各課との連携を強化し、総合的なサービス実施の充実に図ります。

※部署名は令和5年度現在のものです。

3. 計画の進捗管理

計画に基づき施策の実現が図れるよう、定期的に事業の達成状況を把握し、PDCA サイクルに従い進行管理を行うとともに、目標量などを設定している事業はその達成状況についても評価を行います。

また、関連機関、学識経験者、介護サービス事業者等により構成される玖珠町介護保険運営協議会等を定期的に開催し、計画の実施状況や、効果、課題などについて報告・協議するとともに、地域包括支援センター・地域密着型事業所等の運営状況の評価・点検を行います。

1. 玖珠町介護保険運営協議会設置条例

平成13年6月21日

玖珠町条例第16号

(設置)

第1条 介護保険事業の円滑な運営を図るため地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、玖珠町介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査・審議する。

- (1) 介護保険事業計画の策定又は変更に関すること。
- (2) 介護保険事業の運営に関すること。
- (3) その他老人保健福祉計画に関すること。

(答申)

第3条 会長は、前条の諮問があったときはその都度協議会の会議を開き、審議結果を速やかに答申しなければならない。

(委員定数)

第4条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、次に掲げるとおりとし、町長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する委員 5人
- (2) 介護に関し識見を有する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 2人
- (4) 介護事業者を代表する委員 3人

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委任)

第6条 この条例で定めるもののほか協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 玖珠町介護保険運営協議会設置条例施行規則

平成13年6月25日

玖珠町規則第13号

改正 平成14年3月6日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、玖珠町介護保険運営協議会設置条例(平成13年玖珠町条例第16号)第6条の規定により、玖珠町介護保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(委員の辞職)

第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げるところに該当するときは、その職を辞さねばならない。

- (1) 保険者を代表する委員にあつては、被保険者でなくなったとき。
- (2) 介護事業者を代表する委員にあつては、介護事業者でなくなったとき。
- (3) その他代表事由が消滅したとき。
- (4) 疾病その他で会務に服することができなくなったとき。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長各2人を置き、委員のうちから互選する。

(平14規則4・一部改正)

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(実務部会の設置)

第5条 協議会の会議の円滑な運営を図るため、協議会に実務部会を置くことができる。

(平14規則4・追加)

(意見の聴取)

第6条 協議会は、介護保険事業の円滑な運営を図る上で必要と認めるときは、町長に対し意見を述べることができる。

2 協議会は、必要に応じて委員以外の識見を有する者の出席を求め、その意見を聴取又は必要な協力を求めることができる。

(傍聴)

第7条 協議会の会議は、会長の許可を得て傍聴することができる。

2 会長は、会議の秩序を保持するため必要と認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の事務局は、福祉担当課内に置く。

(平14規則4・追加)

(その他)

第9条 この規則で定めるもののほか必要な事項は、協議会において定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月6日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

3. 玖珠町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

玖珠町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年6月1日

玖珠町長 宿 利 政 和

玖珠町訓令第8号

玖珠町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく介護保険事業計画を策定するため、玖珠町高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて次の各号に掲げる事項について審議及び検討を行う。

- (1) 高齢者福祉計画の策定に関すること。
- (2) 介護保険事業計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 被保険者を代表する者
- (2) 介護等に関し識見を有する者
- (3) 介護事業施設を代表する者
- (4) 福祉団体等の代表者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員会を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、第3条に規定する委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第6条 委員会は、計画策定に関して必要に応じて作業部会を置くことができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定年度の末日までとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉担当課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年6月1日から施行する。

4. 玖珠町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定委員名簿

No.	氏 名	所属団体	役職名
1	志津里 廣 由	玖珠町老人クラブ連合会	会長
2	佐々木 雄 二	玖珠町愛育健康づくり推進協議会	会長
3	宿 利 博 実	第1号被保険者代表	
4	森 ひで子	第1号被保険者代表	
5	瀬 戸 美 香	第2号被保険者代表	
6	長 益 悦	玖珠郡医師会(長内科小児科胃腸科医院)	院長
7	相 良 泰 介	玖珠郡歯科医師会(相良歯科医院)	院長
8	柳井田 祐 子	老人保健施設はね	事務長
9	佐 藤 英 昭	介護老人福祉施設玖珠園	施設長
10	菊 池 新 一	玖珠町民生児童委員協議会	会長
11	濱 田 淳	玖珠町社会福祉協議会	会長
12	加 来 直 幸	玖珠町コミュニティ連合会	会長
13	梅 木 和 子	玖珠町ボランティア連絡会	会長
14	岩 尾 美 和	玖珠町地域包括支援センター	主任
15	麻 生 露	玖珠郡介護支援専門員協会	会長
16	臼 木 寛 章	玖珠町役場 福祉保険課	課長

5. 玖珠町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画作業部会員名簿

No.	氏 名	所属
1	穴 井 恭 子	教育政策課 学務・指導班
2	井 野 俊 夫	住民課 環境生活安全班
3	尾 臺 真理子	福祉保険課 保険年金班
4	穴 井 祐 一	基地・防災対策課 基地防災班
5	小 関 志 保	人権確立・部落差別解消推進課 人権確立班
6	梅 木 隆 寿	みらい創生課 企画・SDGs 推進班
7	松 山 昌 彦	子育て健康支援課 健康推進班
8	原 健太郎	福祉保険課 福祉班
9	園 田 大 助	商工観光政策課 広報・デジタル化推進班
10	斎 藤 大 介	農林課 農政班
11	柴 田 公 博	中央公民館

玖珠町高齢者福祉計画
第9期介護保険事業計画

発行年月：令和6年3月

発行者：玖珠町福祉保険課

〒879-4492 大分県玖珠郡玖珠町大字帆足 268 番地の5

電話 0973-72-1115 / F A X 0973-72-2112
